

CHIBAちば

千葉県行政改革計画・財政健全化計画
(案)

平成22年度～24年度



千 葉 県

目 次

1	行政改革計画・財政健全化計画策定の背景	1
	(1) 県を取り巻く環境	1
	(2) 厳しい財政状況	9
2	行政改革計画	16
	(1) 計画期間	16
	(2) 改革の視点・基本的方向	16
	(3) 具体的な取組	17
	視点・基本的方向・取組事項の体系	17
	公正・透明な行財政運営の確立	24
	組織体制の適正化	27
	県庁のポテンシャルの最大化	33
	時代の変化に対応した県の役割の再構築	39
	チームスピリットの発揮	41
	民間的視点・発想の積極的導入	43
3	財政健全化計画	45
	(1) 総合計画期間中の歳出・歳入の見積額	45
	(2) 計画期間	47
	(3) 目標	47
	(4) 具体的な取組	48
	財政健全化に向けた取組	49
	自立した財政構造への転換	59
	県民への財政情報の提供	60

1 行政改革計画・財政健全化計画策定の背景

(1) 県を取り巻く環境

不正経理問題の発生に見る組織の内部牽制の機能不全

本県において、不適正な経理処理が全庁的に行われてきた実態が明らかになり、2,286名の処分者を出す事態となりました。

その原因として組織的なチェック機能が働いていなかったことを厳しく問い直し、内部牽制が確保されるシステムを構築していかなければなりません。

少子高齢化による生産年齢人口の減少と義務的経費の増大

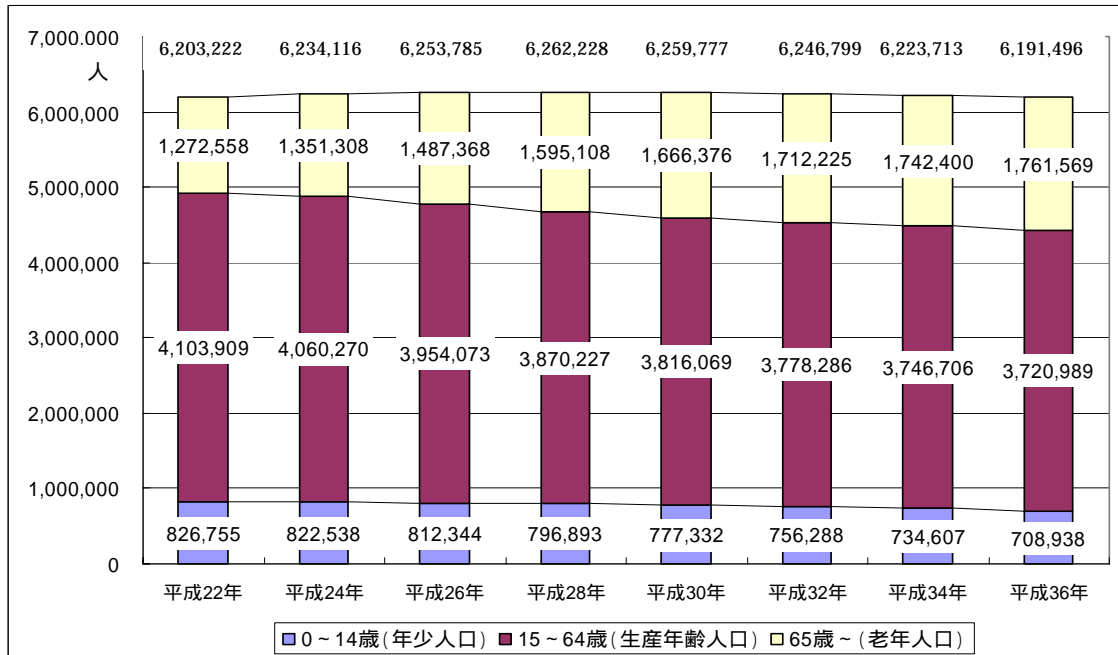
わが国の高齢化は、世界が経験したことのないスピードで進んでいます。

特に本県は、高度成長期に大量の生産年齢人口が流入した歴史的背景から、今後急速に高齢者が増えていくことが想定され、これに伴う社会保障費等義務的経費の増大が財政に与える影響を十分に認識しておかなければなりません。

本県は、出生率も全国平均を下回っており、社会を支える働く世代である生産年齢人口が減少していくことによる影響が深刻化していきます。

したがって、環境変化に対応した行政サービスを的確・迅速に提供していくための仕組みづくり、中長期的に持続可能な財政運営を行っていくための歳入・歳出両面での抜本的な見直しが必要となります。

年齢区分別人口の推移



「千葉県将来人口の中位推計」(中位推計：出生率・生残率・社会移動率に関して、高・中・低の3ケースを想定し、その中間のシナリオを採用したもの)により作成

高齢者人口・高齢化率及び高齢者人口の増加率

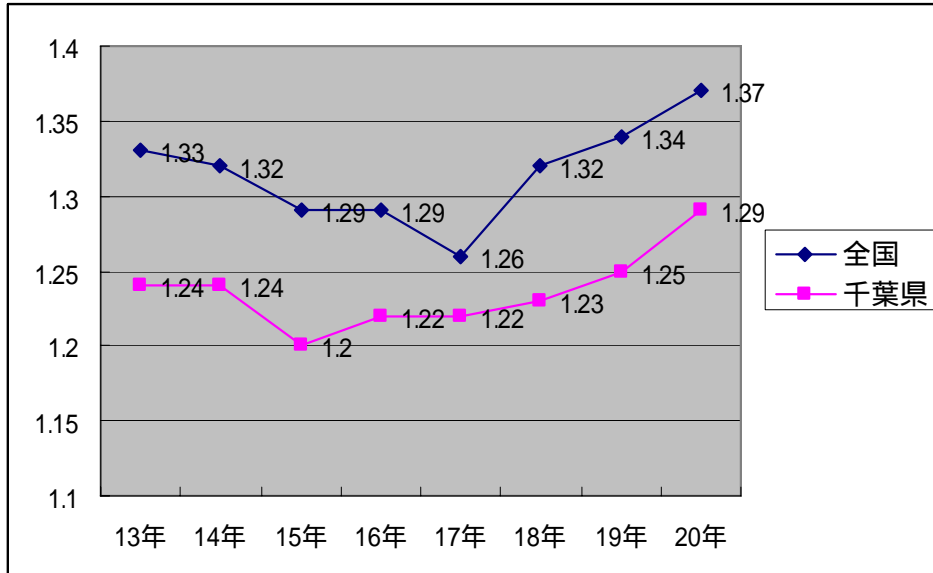
都道府県	平成17年			平成27年			高齢者人口の増加率	増加率の全国順位
	高齢者人口	高齢化率	順位	高齢者人口	高齢化率	順位		
埼玉県	1,157,006	16.4%	46	1,791,582	25.5%	42	54.8%	1
千葉県	1,060,343	17.5%	43	1,596,771	26.2%	38	50.6%	2
神奈川県	1,480,262	16.8%	45	2,182,158	24.2%	44	47.4%	3
愛知県	1,248,562	17.2%	44	1,773,650	24.0%	45	42.1%	4
大阪府	1,634,218	18.5%	40	2,320,620	27.0%	36	42.0%	5
全国	25,672,005	20.1%		33,781,454	26.9%		31.6%	

「千葉県高齢者保健福祉計画」資料より作成

高齢化率の順位：平成17年分は総務省統計局「国勢調査結果」より、平成27年分は国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」より作成

合計特殊出生率の推移

* 合計特殊出生率：出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの



千葉県健康福祉部公表資料（各種厚生統計調査）より作成

義務的経費の増加（P11 2. 歳出の状況 参照）

厳しい経済・雇用情勢を背景にした活力の低下

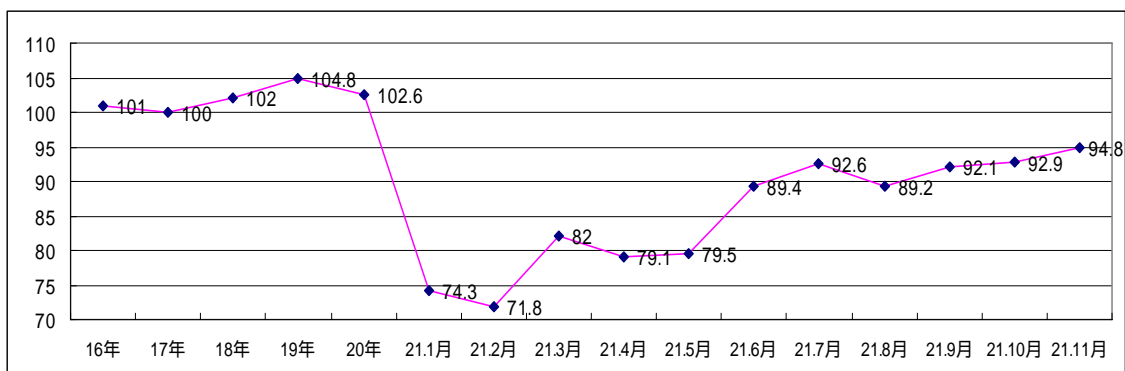
世界的な金融危機と景気後退の潮流の中にあって、厳しい経済環境がわが国や本県を取り巻いています。

鉱工業生産は、最近になって持ち直しの傾向が見られるものの、平成17年の水準には達しておらず、有効求人倍率は、長期に渡り低い水準で推移しています。

デフレ基調、低成長時代が長く続く一方で、本格的な人口減少・超高齢化社会に突入しており、かつてのような高い経済成長の可能性は、期待できない状況にあります。

無駄を徹底的に排除していくとともに、県が持っている強み、潜在力を十分に引き出し、そこから富を生み出して県の活力につなげていくという姿勢、取組が必要となります。

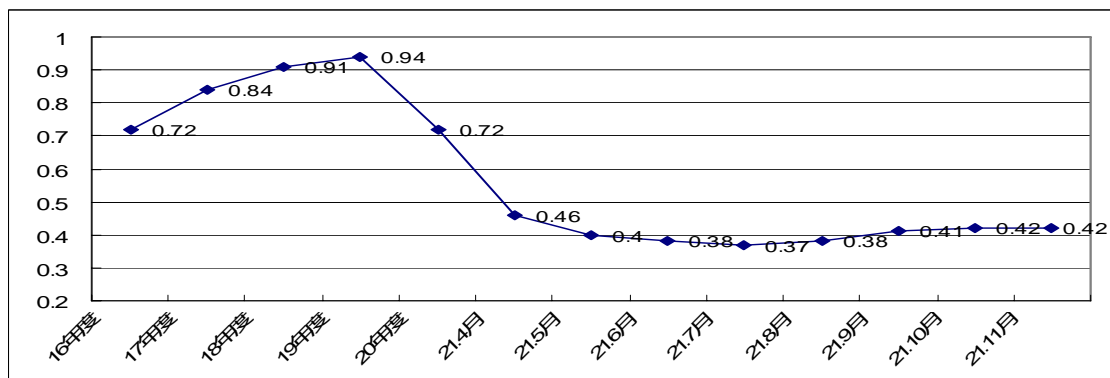
千葉県 鉱工業生産指数の推移（平成17年 = 100とする）



千葉県総合企画部公表資料より作成

千葉県 有効求人倍率の推移

* 有効求人倍率：公共職業安定所で扱った月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったもの



千葉労働局公表資料より作成

地方分権の推進による国・県・市町村の役割変化

国は、平成 21 年 9 月 16 日に閣議決定した内閣の基本方針において、『真の地域主権国家を築くための改革の推進』を掲げ、国・県・市町村の関係を見直し、新しい国のかたちをつくるとしています。

特に、分権型社会の主役である住民と直接向き合う基礎自治体である市町村の役割は、一層その重要性を増していきます。

合併などの取組により、行財政基盤の充実が図られてきていますが、基礎自治体には、これまで以上に自主性・自立性を高めていくことが求められています。

国の改革の動向も見極めつつ、個性豊かで活力ある地域づくりや住民サービスの向上という視点から、国・県・市町村の関係を見直していく必要があります。

内閣の国政運営に係る「基本方針」抜粋（平成 21 年 9 月 16 日：閣議決定）

二 （前略）明治以来の中央集権体質から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと、この国のあり方を、大きく転換していきます。

七 （前略）地方にできることは地方にゆだね、真の地域主権国家を築くための改革を推進します。（後略）

十一 （前略）国の権限や財源を精査し、地方への大胆な権限移譲を進めるなど、国と地方の関係を抜本的に改革します。それはまた、地域に住む住民の皆さんに、自らの暮らす町や村の未来に、自ら責任を持っていただくという住民主体の新しい発想を求めていく第一歩でもあります。

市町村合併による市町村数の推移

平成 15 年 3 月末	平成 22 年 1 月末
80	56

平成 22 年 1 月 12 日に印西市、本埜村、印旛村が、合併申請書を千葉県知事に提出しており、県議会の議決、県知事の合併決定等の手続きを経て、平成 22 年 3 月 23 日に新「印西市」が誕生し、3 月末には市町村数は 54 になります。

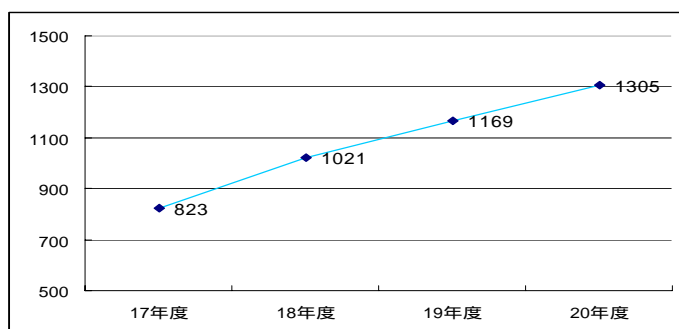
NPO 活動や企業の CSR 活動等の活発化による社会活動の担い手のシフト

多様化・複雑化する地域課題に向きあう社会活動団体やNPO法人、利益の追求だけではなく、社会的に果たすべき責任を認め、社会貢献に関する取組、いわゆるCSR活動¹⁾を進めている企業が増えています。

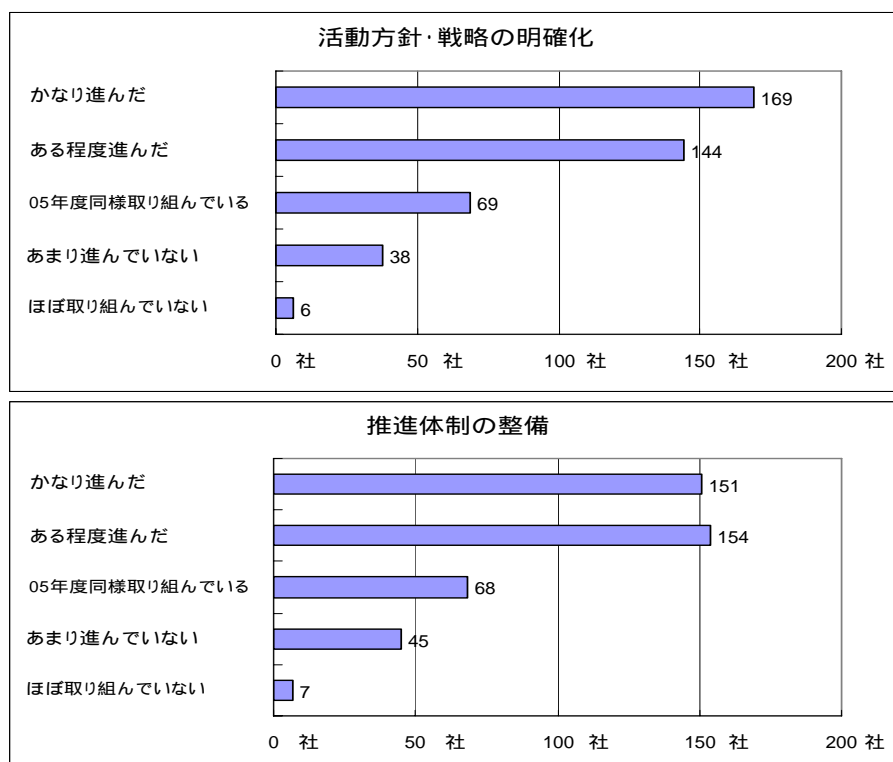
従来は公的機関が担うべきものとされていた分野において、こうした多様な主体による活動が活発化している背景を踏まえ、それぞれの「強み」や「特性」を組み合わせしていく必要があります。

【注】(1) CSR (Corporate Social Responsibility): 企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、消費者、投資家及び社会からの要求に対して適切な意思決定をすること。

千葉県 NPO 法人数の推移 千葉県環境生活部「NPO 活動推進計画」より作成



企業の CSR 活動の取り組み状況 日本経団連アンケート調査結果 (09年9月) より作成
問 「2005年と比べ(09年の)自社の CSR 活動の取り組み状況をどのように判断するか」

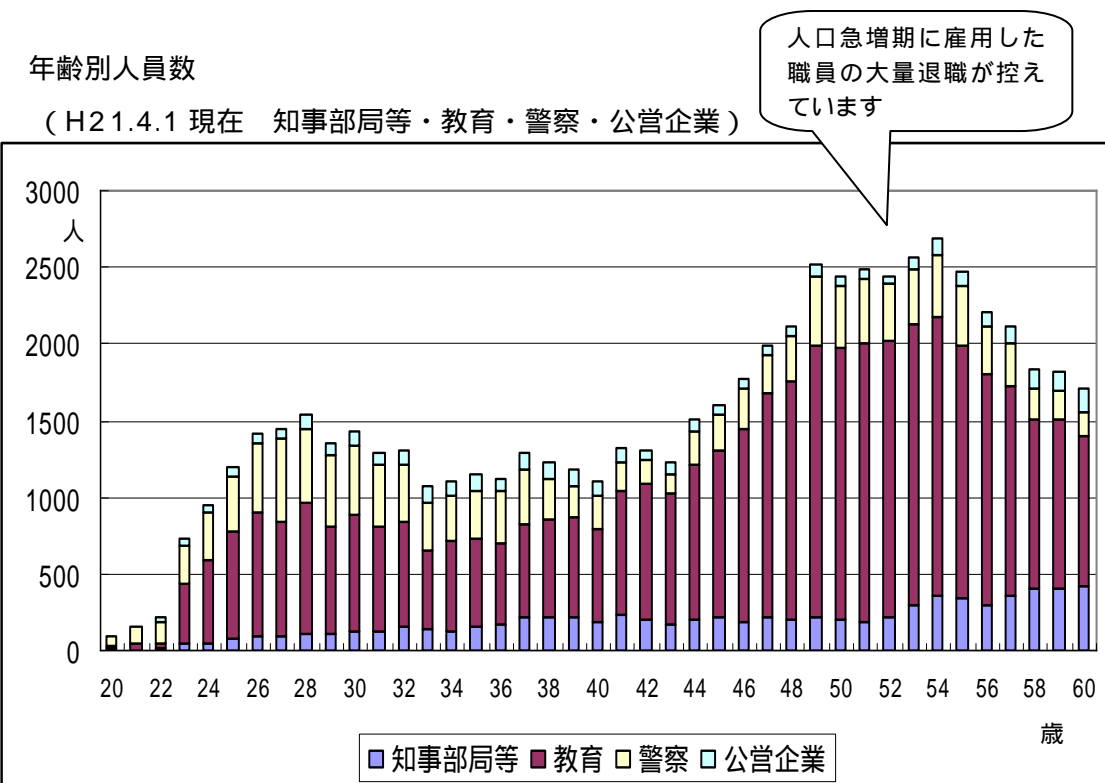


職員の大量退職による県の経営資源の減少

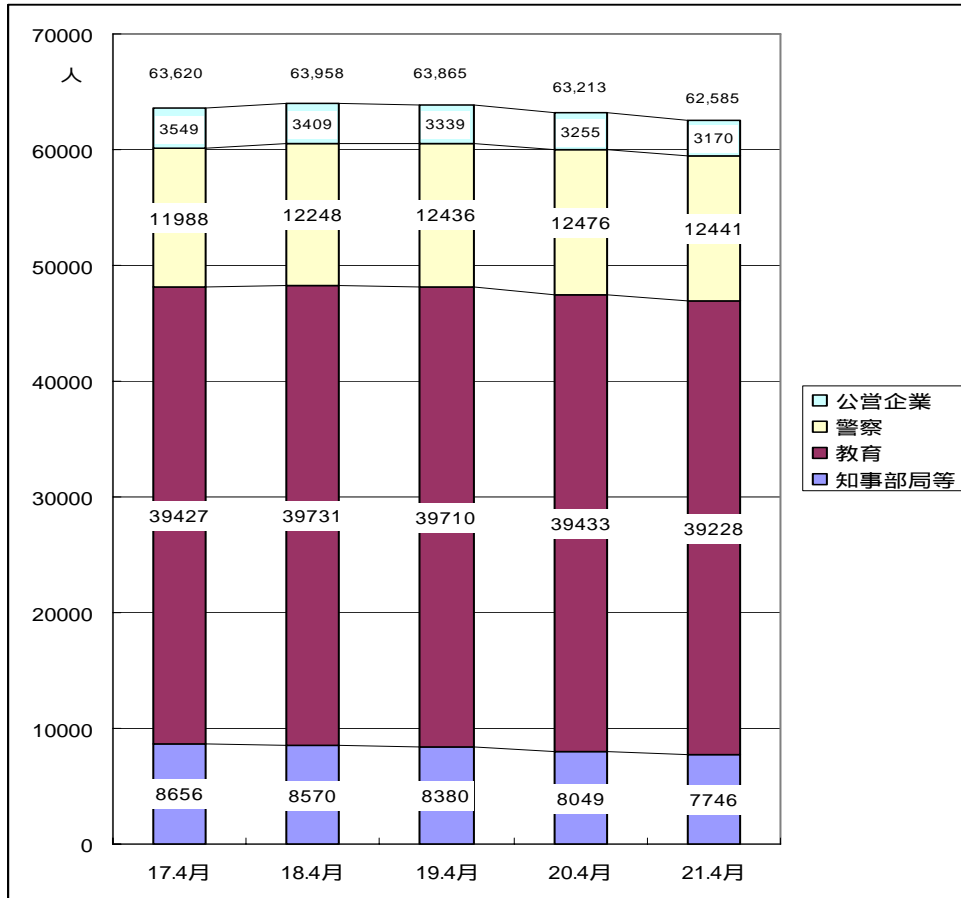
本県は、高度成長期に急速な発展を遂げ、人口も急増しました。行政ニーズも加速度的に増え続けましたが、その需要に対応し、県政を支えてきた職員の大量退職が今後も本格化していきます。

現在の厳しい財政状況の中では、退職者数に見合う新規採用数の確保は困難であり、県庁の重要な経営資源の一つである「職員」の数は、当面、削減努力を続けていかなければなりません。

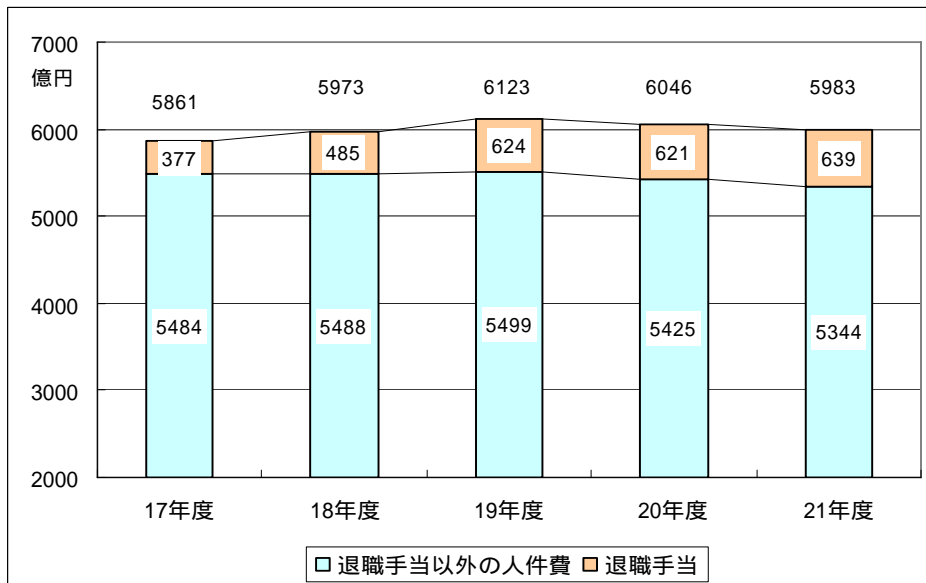
一方で、行政サービスの質を落としてはならず、職員一人ひとりの生産性を向上させることや、ノウハウ・技術の継承等への対応、単なる慣習の継続、前例踏襲を排除し、真に必要な施策に対し、限りある「人（職員）」や「予算」等の経営資源を集中させていく必要があります。



職員数の推移（知事部局等・教育・警察・公営企業）



人件費の推移

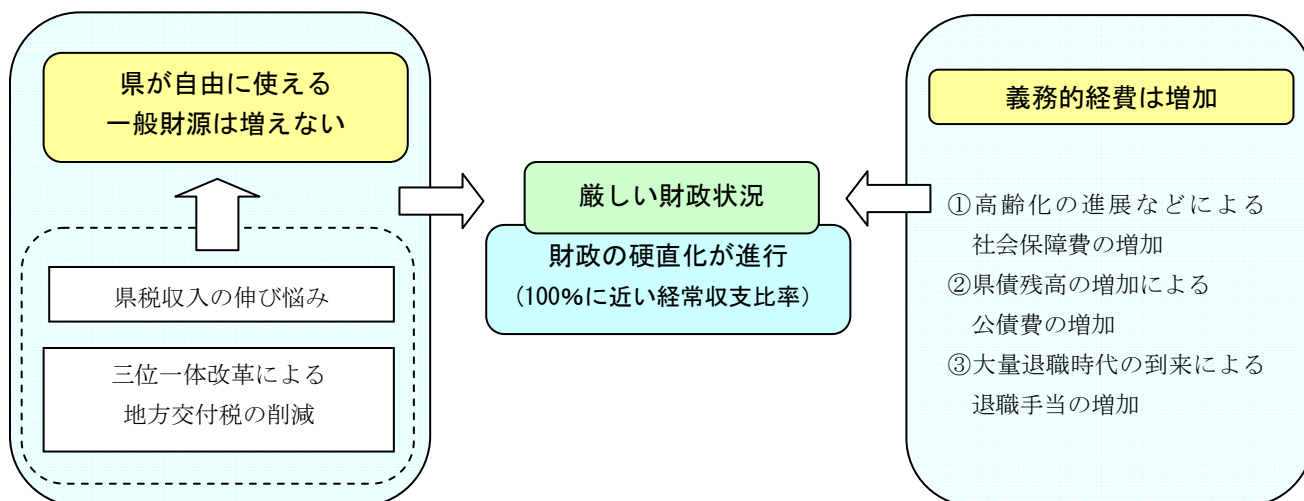


人件費は最終予算額（21年度は最終予算見込額）

(2) 厳しい財政状況

- 本県財政は、県税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方で、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などにより、義務的経費の増加が続き、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。
- また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が100%に近いことからもわかるとおり、予算総額に占める義務的経費の割合は高く、財政の硬直化が進んでいます。
- このような状況で推移を続けると、県が政策的に使える財源は年々減少し、福祉・医療といった基本的な行政サービスを行うこともままなりません。
- このため、県債残高の抑制や基金の造成などの財政健全化に向けた取組などにより、持続可能な財政構造を確立することが必要となっています。

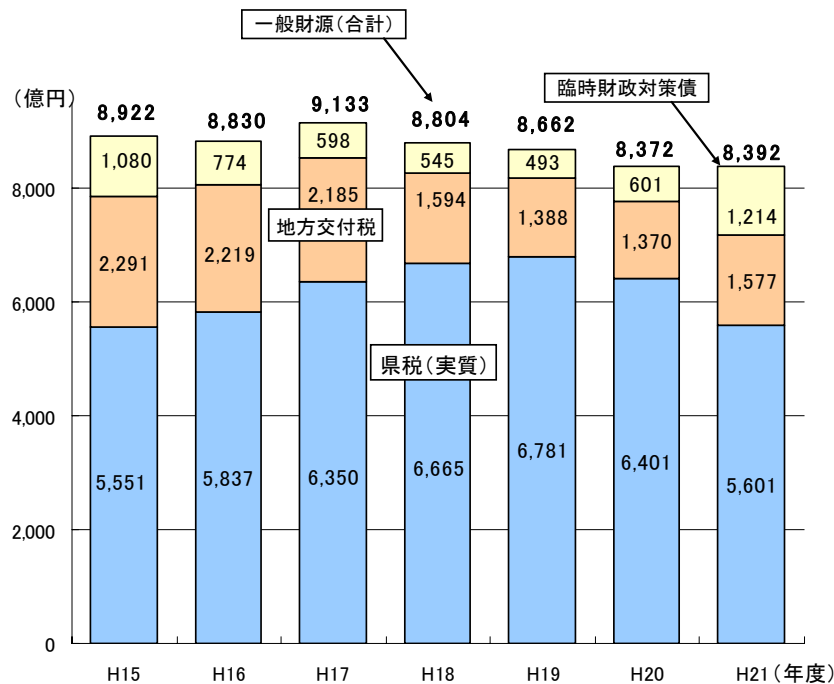
<千葉県財政の状況>



1. 歳入の状況

① 県が自由に使える一般財源は増えない

三位一体改革により地方交付税が大幅に削減されたことや、長引く景気悪化の影響などによる県税収入の伸び悩みにより、県が自由に使える一般財源がなかなか増えていません。



年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
① 地方交付税等	地方交付税	2,291	2,219	2,185	1,594	1,388	1,370	1,577
	臨時財政対策債	1,080	774	598	545	493	601	1,214
	① 地方交付税等	3,371	2,993	2,783	2,139	1,881	1,971	2,791
② 県税(実質)	県税	6,146	6,478	7,064	6,665	7,830	7,584	6,587
	地方消費税清算(※2)	▲595	▲641	▲714				
	税源移譲分(※3)					▲1,049	▲1,183	▲986
	② 県税(実質)	5,551	5,837	6,350	6,665	6,781	6,401	5,601
一般財源 = ①+②		8,922	8,830	9,133	8,804	8,662	8,372	8,392

- ※1 H20までは決算額。H21は最終予算見込額。
- ※2 地方消費税清算関連収支を加味。平成18年度からは特別会計地方消費税清算を設置。
- ※3 平成19年度以降は税源移譲の影響額を除き、平成21年度以降は地方法人特別譲与税を含む。

② 基金の状況

年度間の財源調整を行う財政調整基金は、平成10年度以降、残高のない状況が続いていましたが、21年度末で16億円造成する見込みです。基金残高全体としては増加傾向にありますが、県債管理基金をはじめとするその他の基金についてはその多くが用途を限定されていることから、財源対策として活用可能な基金は一部に限られています。

区分	年度		年度							
	H9	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
特定目的基金	財政調整基金	419	284	932	895	1,252	1,743	2,059	2,687	3,465
	県債管理基金	15	0	0	0	0	0	0	0	16
	その他	111	109	601	611	967	1,356	1,683	2,115	2,345
	合計	293	175	331	284	285	387	376	572	1,104
定額運用基金	114	62	38	38	38	38	38	38	38	
合計	533	346	970	933	1,290	1,781	2,097	2,725	3,503	

※ これまで一般会計の財源対策として、4つの基金から繰替運用を行ってきましたが、平成20年度に全て解消しています。

2. 歳出の状況

県税等の一般財源が伸び悩む一方で、社会保障費等の義務的経費については増加していることから、平成 18 年度以降、義務的経費が一般財源を上回る状況が続いています。

年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
区分	社会保障費	972	988	1,217	1,360	1,471	1,561	1,702
	公債費	1,526	1,564	1,888	1,784	1,687	1,697	1,688
	人件費	5,905	5,932	5,861	5,973	6,123	6,046	5,983
①義務的経費		8,403	8,484	8,966	9,117	9,281	9,304	9,373
②一般財源		8,922	8,830	9,133	8,804	8,662	8,372	8,392
差引(②-①)		519	346	167	▲ 313	▲ 619	▲ 932	▲ 981

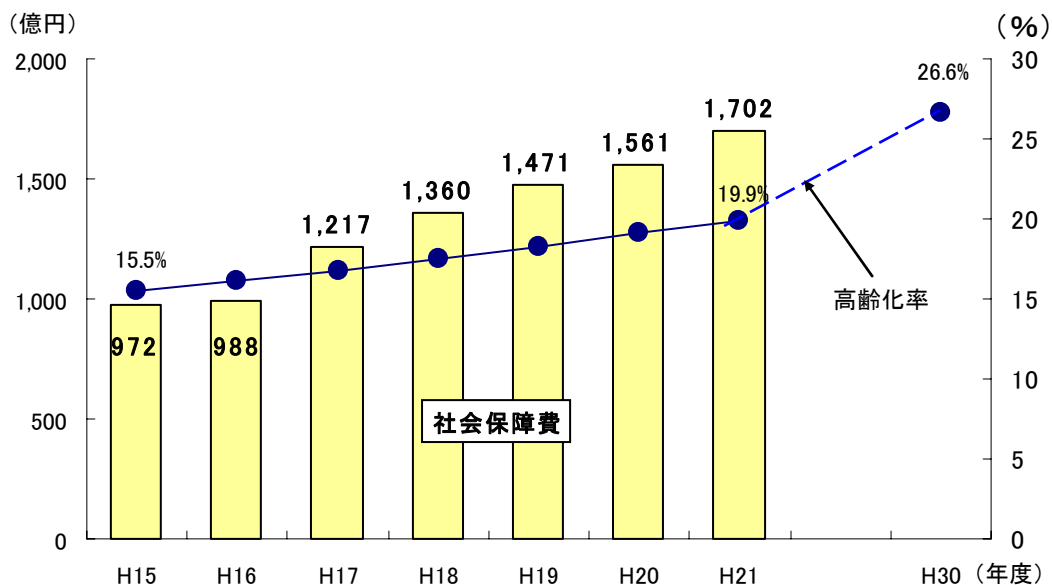
※ 最終予算額。H21 は最終予算見込額。

義務的経費が一般財源を上回っている

① 高齢化の進展などによる社会保障費の増加

千葉県は、全国的に見ても急激に高齢化が進展していることに加え、国の制度改正により県の負担が拡大していることから、医療費・給付費等の額が急増しています。

将来的には、65 歳以上の高齢者人口の割合を示す高齢化率が、平成 21 年度の 19.9%から平成 30 年度には 26.6%に達する見込みです。



※ 1 社会保障費は最終予算額 (H21 は最終予算見込額)。

※ 2 高齢化率は「千葉県高齢者人口統計」、「千葉県将来人口の推計 (千葉県総合計画)」による。

< 主な制度改正 >

国保健康保険基盤安定事業負担金 (事業規模の 1/4 から 3/4 に) 【平成 17 年度改正】

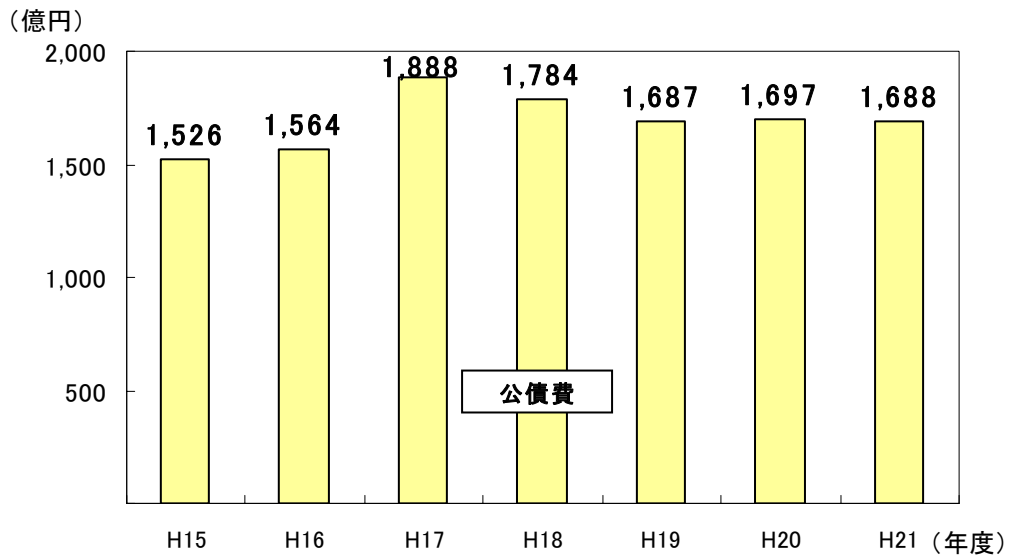
国民健康保険県財政調整交付金の導入 (給付費等の 7%) 【平成 17 年度改正】

介護給付費県負担金 (県負担割合 12.5%→17.5%) 【平成 18 年度改正】

後期高齢者医療制度 (制度導入による新規負担の発生) 【平成 20 年度改正】

② 公債費の増加

県債残高の増加に伴って公債費も増加し、近年では1,700億円程度で推移しています。

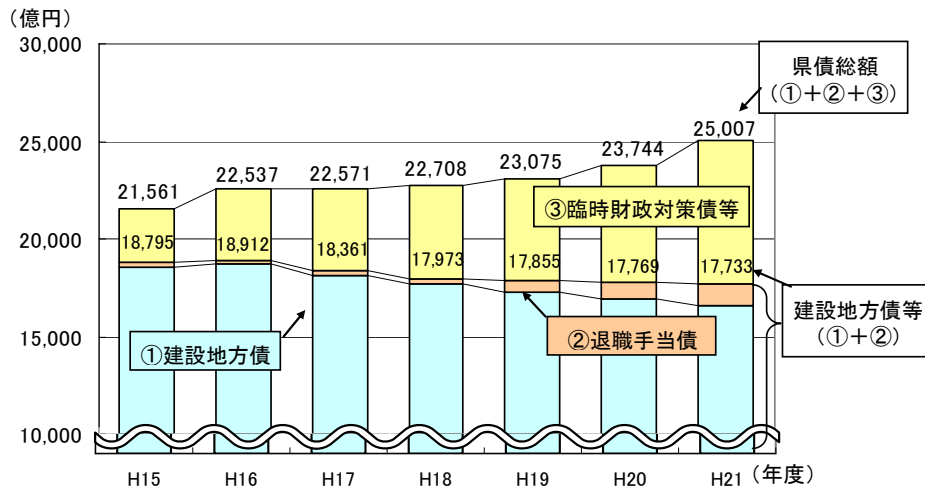


※ 最終予算額 (H21 最終予算見込額)。

<参考>

【実質的な県債残高】

将来の償還のための積立金を除いた「実質的な県債残高」については、これまで投資的経費を抑制してきたことから、平成16年度をピークに建設地方債等は年々減少していますが、地方交付税の振替えとして発行する臨時財政対策債が増加していることから、県債残高全体は増加しています。



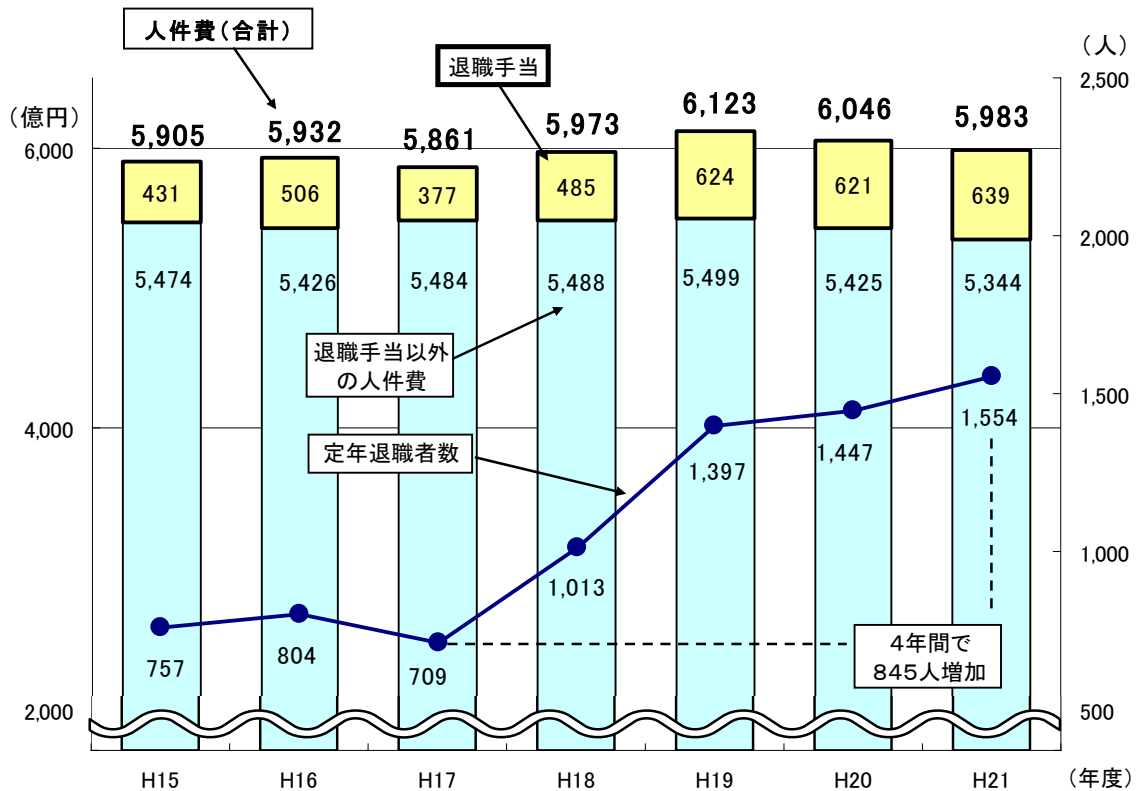
※ 20年度までは決算額、21年度は最終予算見込額。

【臨時財政対策債】

平成13年度から、地方全体の財源不足（通常収支の不足分）の補てん措置の一環として設けられた特例地方債（赤字地方債）のこと。それ以前は、地方全体の財源不足を補てんする場合、交付税特別会計がその不足分を借り入れ、地方交付税として配分し、償還費を国と地方で折半するという方式でした。臨時財政対策債は個々の自治体が発行しますが、その償還費の全額が後年度に交付税措置されます。

③ 大量退職時代の到来による退職手当の増加

人件費のうち退職手当を除く給料や手当等は横ばいで推移していますが、定年退職者が平成 17 年度からの 4 年間で 800 人以上増加していることなどから、退職手当については急激に増加しています。本県職員の年齢構成から見ると、今後もこの増加傾向は続き、平成 27 年度頃に退職手当のピークを迎える見込みです。

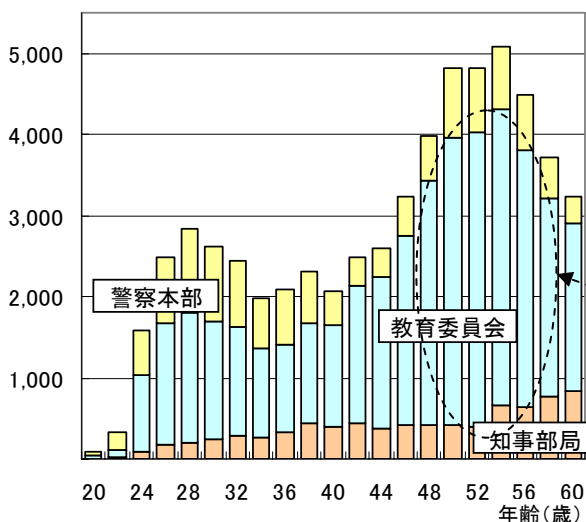


※1 人件費は最終予算額 (H21 は最終予算見込額)。
 ※2 定年退職者数は実績 (H21 は見込)。

<参考>

【職員の年齢構成 (一般会計)】

(単位:人) ※ 21 年 4 月 1 日現在



本県職員の年齢構成を見ると、40 歳代後半から 50 歳代前半まで(47 歳から 54 歳まで)の職員数が全体の約 3 割を占めており、平成 27 年度頃に退職手当のピークを迎える見込みです。

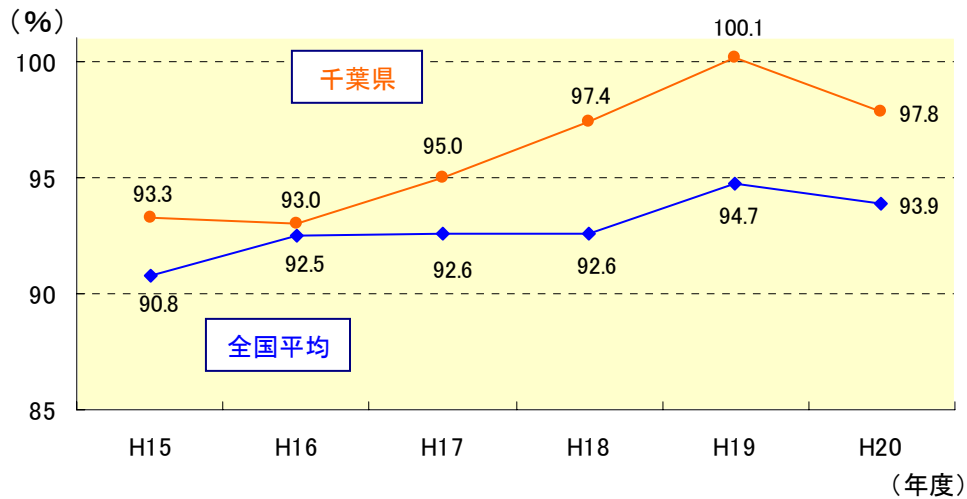
これは、昭和 50 年代前半から、人口の急増に伴い、小中学校や高校の教職員を大量に採用したことによる影響です。

この部分の教職員が非常に多い

3. 財政の硬直化が進展

① 全国平均を大きく上回る経常収支比率

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、全国平均を大きく上回り、100%に近い数値で推移していますが、これは、経常的な歳入だけでは義務的な経費も十分にまかなえない状況を示しており、厳しい財政運営となっています。



<参考>

【経常収支比率】

経常収支比率とは、県税や地方交付税などの経常的な歳入（一般財源）に対し、人件費、社会保障費、公債費などの義務的な経常経費（一般財源）が占める比率であり、この数値が高いほど、財政構造が弾力性を失い、硬直化していると考えられます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源※}}{\text{経常一般財源総額※}} \times 100 (\%)$$

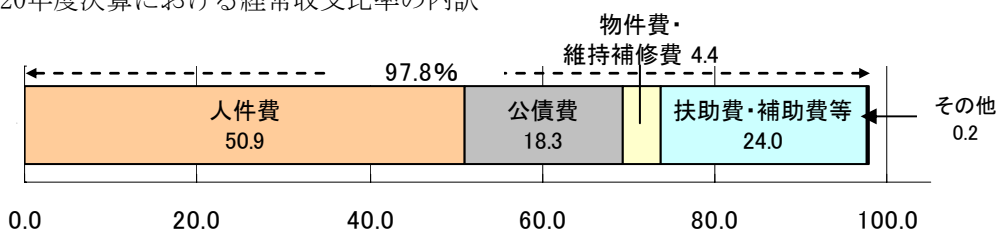
※1 経常経費充当一般財源

人件費、公債費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等の毎年度決まって支出される経費に当てられる一般財源

※2 経常一般財源総額

県税（普通税）、普通交付税、使用料、手数料等、経常的な収入のうち用途の特定されていないものの総額

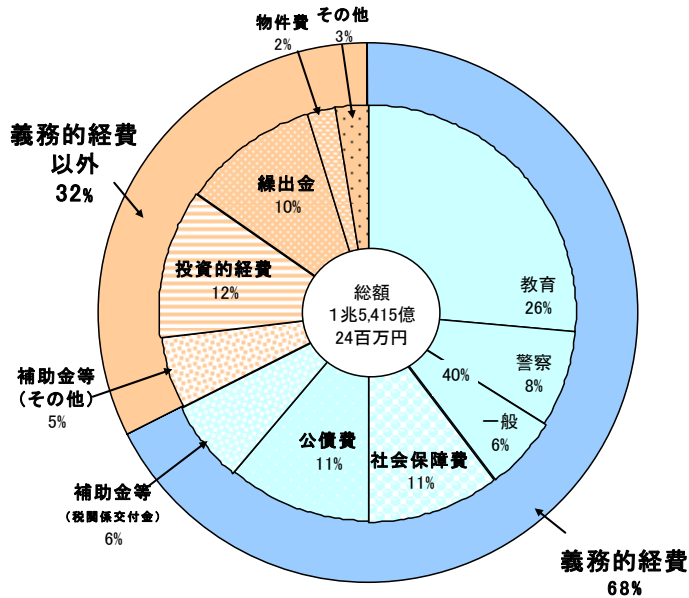
(参考) 20年度決算における経常収支比率の内訳



② 硬直化した財政構造

歳出予算全体の70%近くを義務的経費が占めているため、県が独自の政策に使える経費は限られています。

【歳出予算に占める義務的経費の割合】



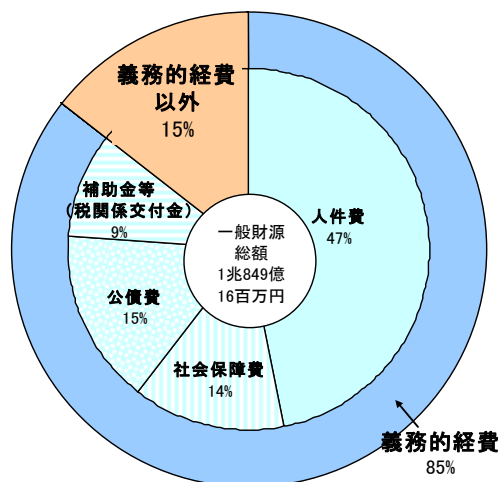
歳出	(百万円)	(%)
義務的経費	1,045,368	67.8%
人件費	610,766	39.6%
社会保障費	161,601	10.5%
公債費	170,616	11.1%
補助金等(税関係交付金等)	102,385	6.6%
義務的経費以外	496,156	32.2%
投資的経費	182,337	11.8%
繰出金	160,401	10.4%
補助金等(その他)	80,148	5.2%
物件費	33,465	2.2%
その他	39,805	2.6%
合計	1,541,524	

※ 21年度6月補正後予算額

<参考>

【歳出予算（一般財源ベース）に占める義務的経費の割合】

上の円グラフで示した歳出予算を一般財源ベースで見ると、義務的経費の比率が全体の85%と更に高い比率を占めています。独自の政策のための財源は残る15%に限られており、自由度が少ない硬直化した財政構造を示しています。



歳出	(百万円)	(%)
義務的経費	927,298	85.5%
人件費	508,399	46.9%
社会保障費	148,381	13.7%
公債費	168,133	15.5%
補助金等(税関係交付金等)	102,385	9.4%
義務的経費以外	157,618	14.5%
合計	1,084,916	

※ 21年度6月補正後予算額

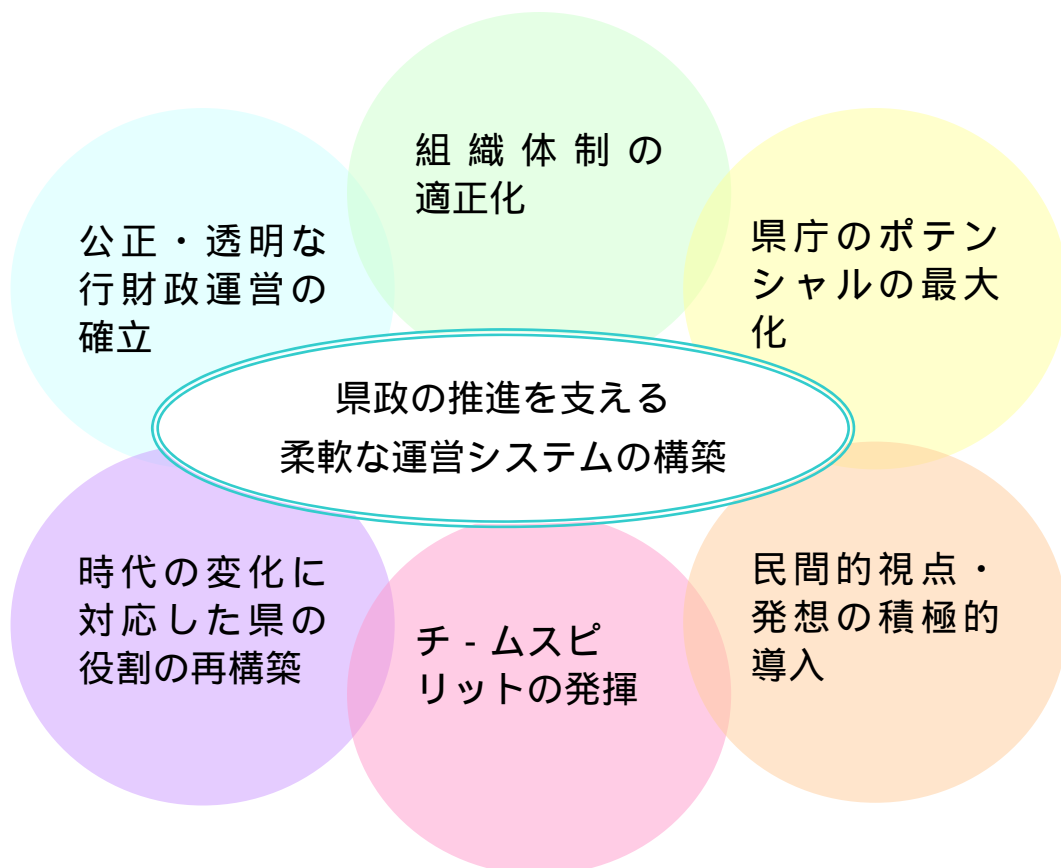
2 行政改革計画

(1) 計画期間

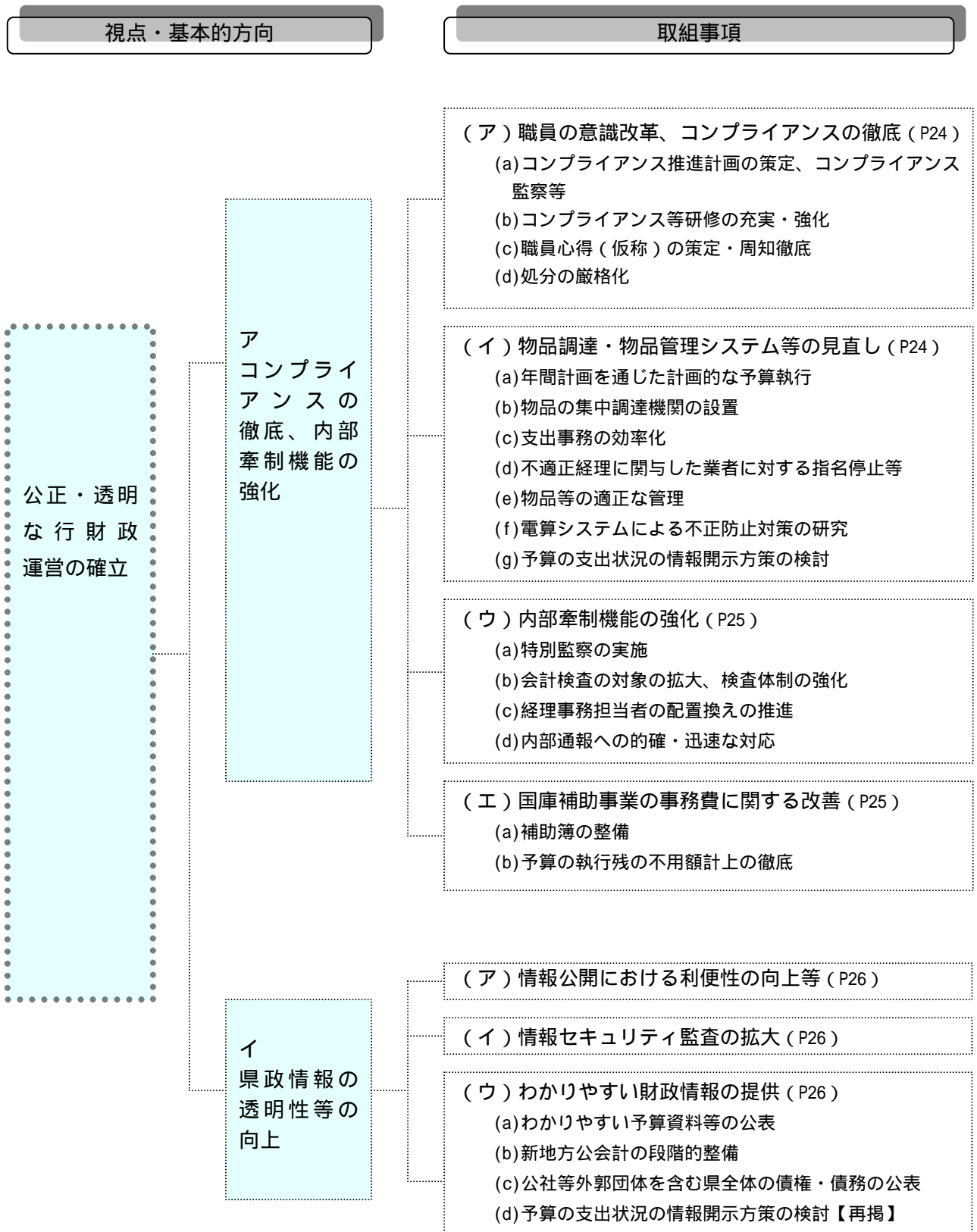
総合計画の計画期間と同じく、平成22年度から平成24年度までとします。

(2) 改革の視点・基本的方向

本県を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況に加え、県の歴史的成長過程で生じた地域間格差も踏まえながら、以下の6つの視点・基本的方向を相互に融合させながら、総合的に行政改革を推進していきます。



(3) 具体的な取組



視点・基本的方向

取組事項

組織体制の
適正化

ア
職員数・総人
件費の抑制

- (ア) 新たな定員適正化計画の策定 (P27)
- (イ) 管理職総数の削減 (P27)
- (ウ) 給与水準の適正化 (P27)

イ
組織・機構
改革

- (ア) 組織・機構の見直し (P28)
 - (a) 本庁組織の見直し
 - (b) 内部組織の大きくくり化の検証、室体制の見直し
 - (c) 職務や職責がわかりやすい職名の検討
 - (d) 管理職総数の削減【再掲】
 - (e) 出先機関の見直し
 - (f) 庁内プロジェクトチームの活用
- (イ) 地方独立行政法人化の検討 (P28)
- (ウ) 公営企業改革 (P28)
 - (a) 企業庁
 - (b) 水道局
 - (c) 病院局

ウ
公社等外郭
団体改革

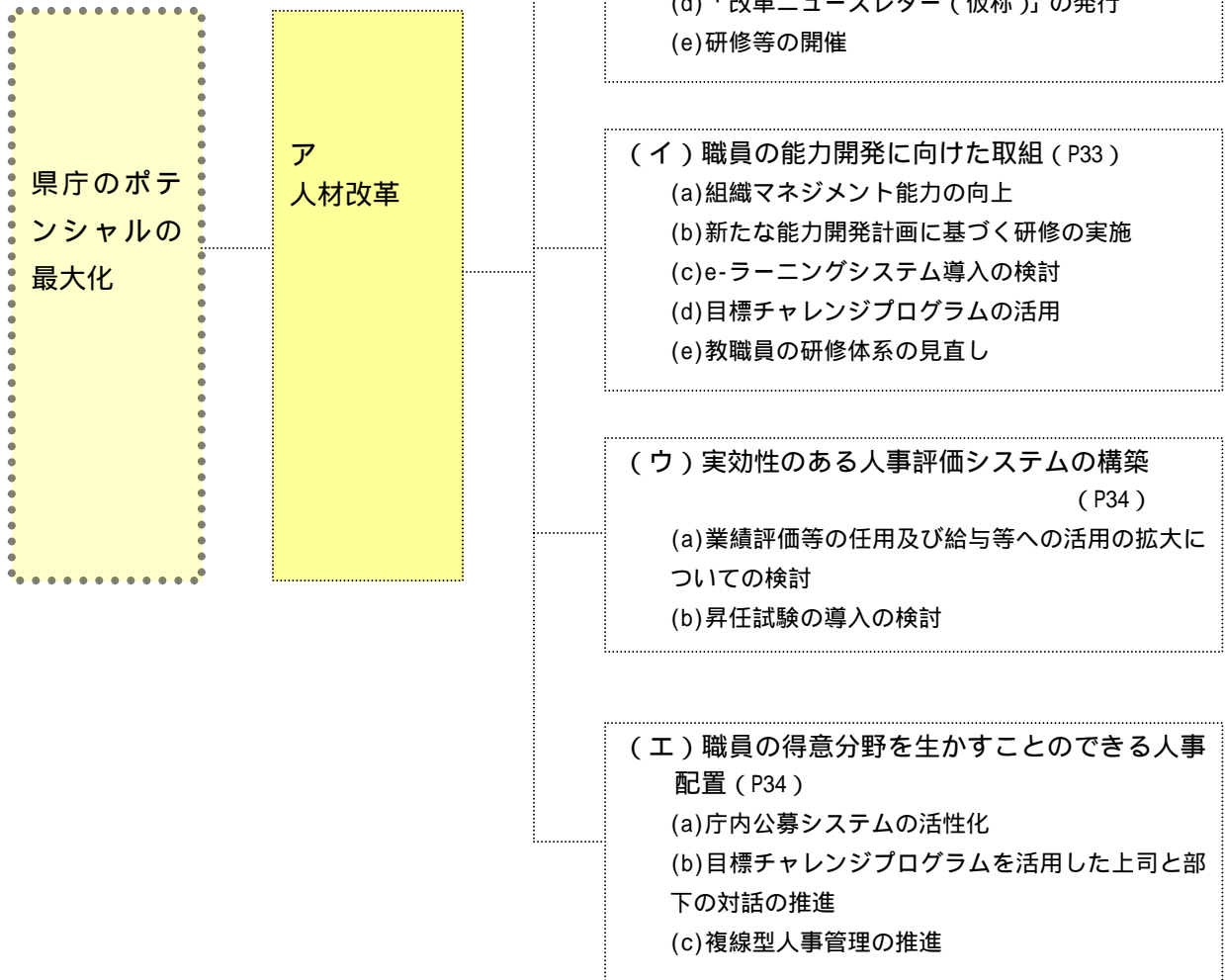
- (ア) 公社等外郭団体の見直し (P31)
 - (a) 団体ごとの新たな見直し方針の策定
 - (b) 役職員数・財政支出額・団体数の削減
 - (c) 人的支援の廃止等
 - (d) 損失補償の非実施等

エ
審議会等の
見直し

- (ア) 審議会等の抜本の見直し (P32)

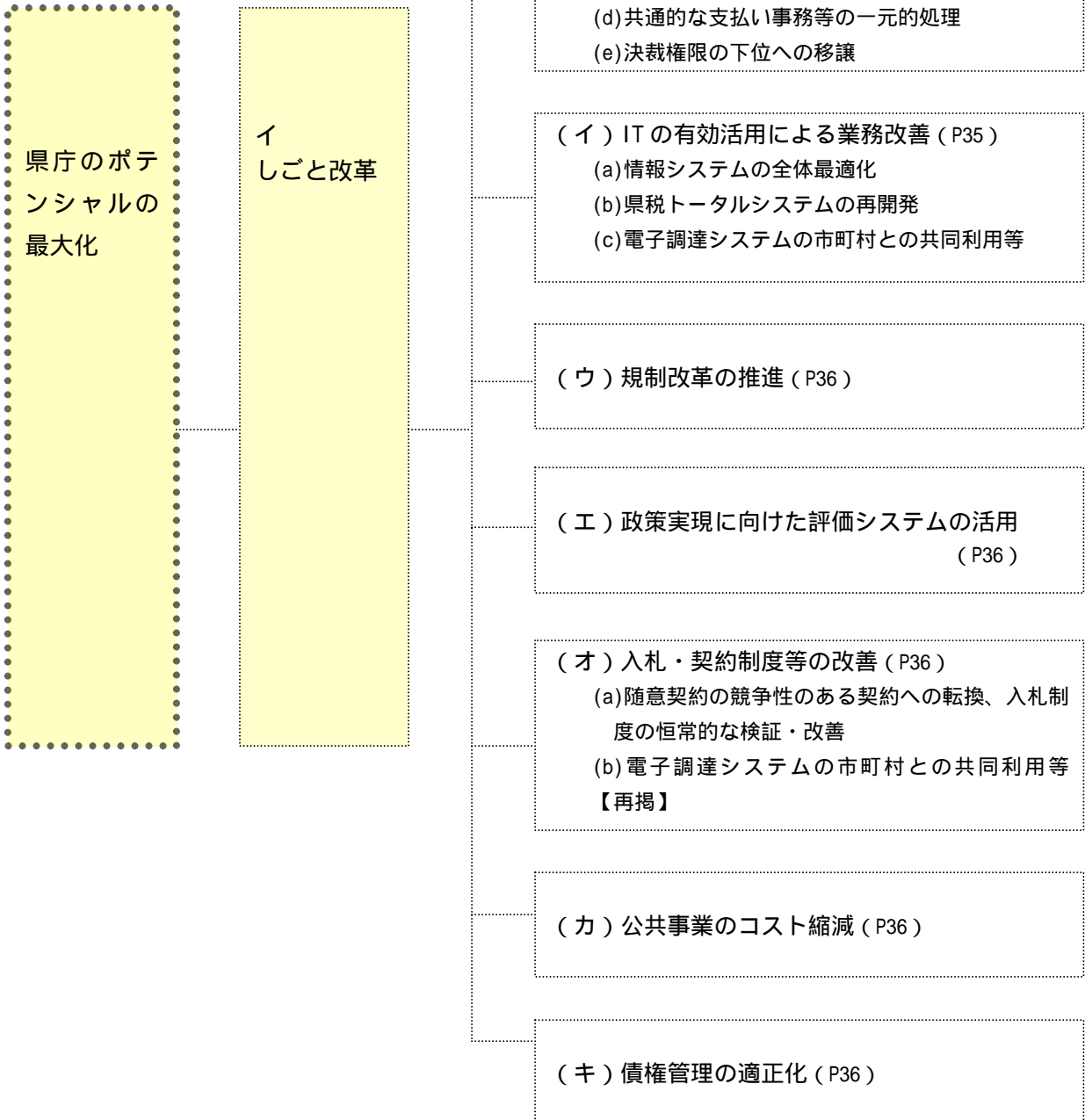
視点・基本的方向

取組事項



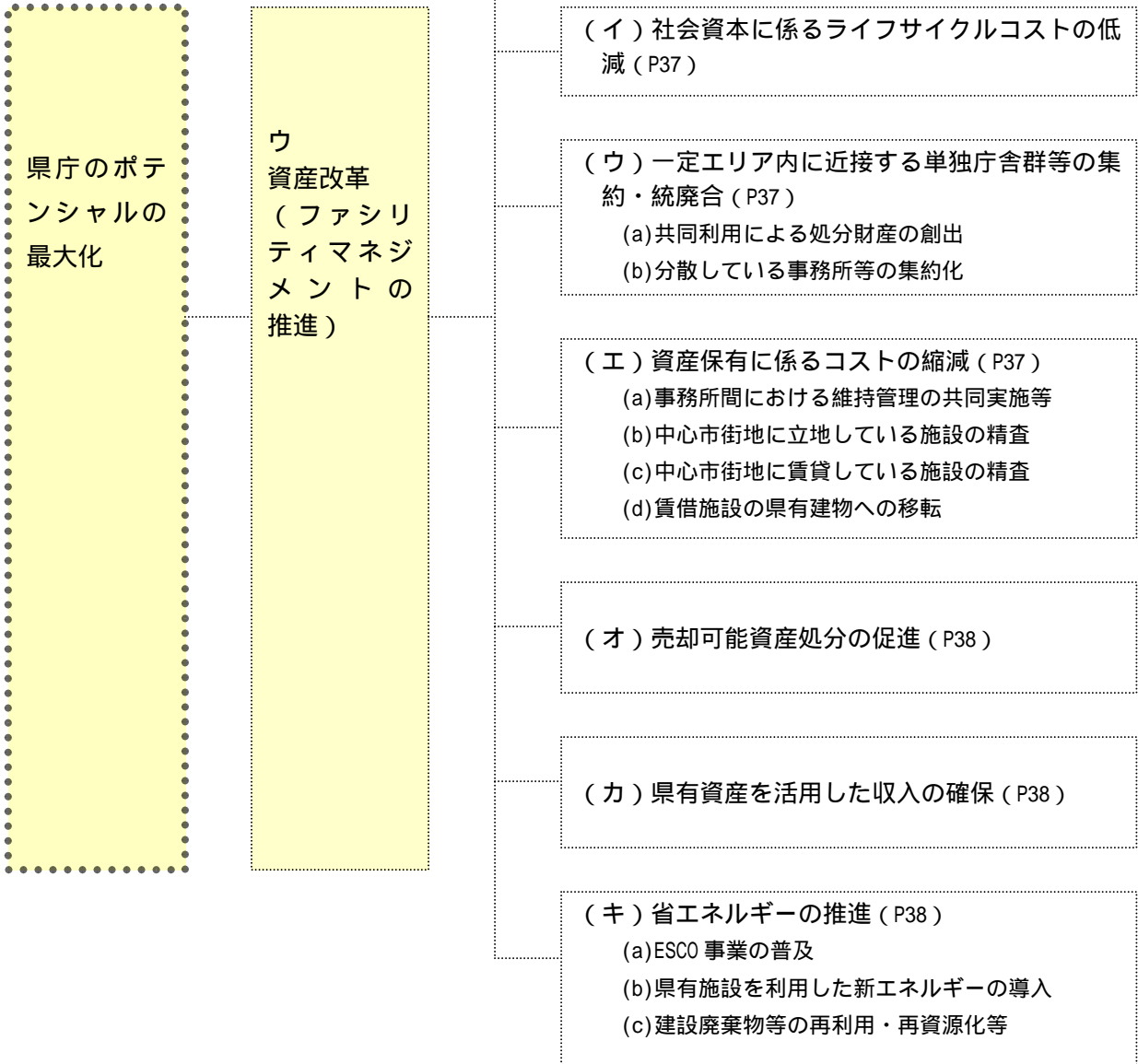
視点・基本的方向

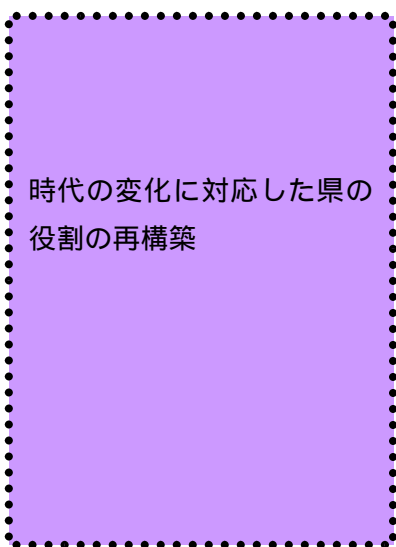
取組事項



視点・基本的方向

取組事項





(ア) 地域主権改革に向けた取組 (P39)

(a) 地域主権に係る取組の推進

(b) 国に対する制度改正等の要望

(イ) 事務事業の徹底的な見直し (P39)【再掲】

(ウ) 住民福祉の向上や市町村の自主性・
自立性強化を図るための権限移譲 (P39)

(エ) 公の施設の見直し (P40)

(オ) 企業誘致の推進にあたっての県・市町
村・民間の役割分担 (P40)

(カ) 県内水道の統合・広域化 (P40)

(キ) 規制改革の推進 (P40)【再掲】

視点・基本的方向

取組事項

チームスピリットの発揮

(ア) 県民・市民活動団体等との連携・協働 (P41)
(a) 県民や市民活動団体と市町村、企業等とのネットワークづくりの支援
(b) アダプトプログラムの推進

(イ) 民間企業との連携・協働 (P41)
(a) 民間提案型官民協働システムの検討・実施
(b) 商業者との地域貢献に係る包括協定

(ウ) 市町村との連携・協働 (P41)
(a) 「地域主権改革」の推進にあたっての県・市町村の連携
(b) 企業誘致の推進にあたっての県・市町村の連携協働【再掲】
(c) 電子調達システムの市町村との共同利用等【再掲】

(エ) 他都道府県等との連携・協働 (P42)

(オ) 庁内における連携強化【再掲】(P42)

民間的視点・発想の積極的導入

(ア) 指定管理者制度の活用・運用改善 (P43)

(イ) PFI 制度の活用 (P43)

(ウ) 包括的民間委託の推進 (P43)

(エ) 債権管理の適正化に係る民の能力の活用【再掲】(P43)

(オ) 提案型官民協働システムの導入【再掲】(P43)

(カ) 民間に対する県の過剰関与の見直し【再掲】(P44)

(キ) 人事評価システムの見直し (P44)
(a) 業績評価等の任用及び給与等への活用の拡大についての検討【再掲】
(b) 昇任試験の導入の検討【再掲】

公正・透明な行財政運営の確立

ア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の強化

県民の皆様の県政に対する信頼を失墜する不正経理問題がありました。

これまでの行政改革には、職員の意識改革をはじめとしたコンプライアンスの徹底や、不祥事を防ぐ内部統制システムの構築という視点が欠如していました。

このような不祥事が二度と発生しないよう、再発防止策を講じていきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 職員の意識改革、コンプライアンスの徹底	(a) 外部有識者で構成される「コンプライアンス委員会」及び知事を本部長とする「コンプライアンス推進本部」(H21.11設置)の活動を活性化させていき、全庁を挙げてコンプライアンスの推進を図ります。 毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、実施していきます。 各所属が、事務事業の執行にあたっての法的課題を抽出し、法令違反を回避するためのチェックリストを作成し、点検を行います。 (チェックリストを基に)コンプライアンス監察を実施します。	策定・実施 作成	実施		各部局 総務部
	(b) 管理職をはじめ職員に対するコンプライアンス研修、物品・委託契約、会計事務担当者研修等を充実・強化します。	実施			総務部 出納局
	(c) コンプライアンスや公務員倫理等を定めた「職員心得(仮称)」を策定し、全職員への周知徹底を図ります。	策定			総務部
	(d) 不適正な経理事務があった場合、以前より一層厳格な処分を行います。	実施			総務部
(イ) 物品調達・物品管理システム等の見直し	(a) 各所属で物品調達の年間計画を立て、過不足が生じないように、計画的な予算執行を徹底します。	実施			総務部 各部局
	(b) 各所属で行われてきた物品調達制度を見直し、物品を全庁的に集中調達する機関を設置します。 また、当該機関が行う見積り合わせにおいて、オープンカウンター(公開見積り合わせ)方式を導入します。	実施			総務部 公営企業等 も同様の取組 を行う
	(c) 小口の物品等調達について、支出事務の効率化を図るため、まとめて支払いができるよう、必要性も含めて検討します。	検討			出納局
	(d) 不適正な経理処理に関与した業者に対し、指名停止等を行います。	実施			総務部
	(e) 物品について、出納簿への記載による管理を徹底するとともに、備品については、データベース化を図り、電子システムによる一括管理を検討・実施します。	検討・実施			総務部

(イ) 物品調達・物品 管理システム等 の見直し	(f) 物品調達における不正行為を防止するため、電算システムによる防止対策について研究します。	研究	→	→	総務部
	(g) 他の都道府県の事例を参考にし、よりわかりやすい支出状況の情報開示の方策について、検討します。	検討	→	→	総務部 出納局
(ウ) 内部牽制機能の 強化	(a) 特別監察組織(H21.10設置)による内部統制機能の強化を図り、毎年度、すべての費目を対象とした特別監察を実施します。	実施	→	→	総務部
	(b) 出納局による会計検査の対象を拡大します。 また、物品と所属帳簿との照合を行うとともに、必要に応じ、納品業者の協力を得て、業者帳簿と支出伝票との照合確認を行うほか、検査体制の強化を図ります。	実施	→	→	出納局
	(c) ジョブローテーションにより、経理事務担当者の配置換えを推進します。	実施	→	→	総務部
	(d) 内部通報について、職員や取引業者等に対して制度の周知徹底を図るとともに、通報事案の内容の外部(弁護士、公認会計士)からの検証及び助言を受け、的確・迅速に対応します。 H21.11月に、1名であった外部調査員を4名に拡充しています。外部調査員は、通報窓口としても位置づけられています。	実施	→	→	総務部
(エ) 国庫補助事業の 事務費に関する 改善	(a) 国庫補助事業の事務費について、補助簿の整備を徹底します。	実施	→	→	関係部局
	(b) 事務費の不用額を正確かつ早期に把握し、必要な支出科目へ振り替えるなど、適切な執行を徹底します。	実施	→	→	

イ 県政情報の透明性等の向上

県民への説明責任を果たすため、県政情報の公開を一層推進するとともに、情報セキュリティ事故の防止対策に取り組みます。

特に、県政運営の基盤となる財政については、仕組みが複雑となっているほか、専門的な言葉が多く用いられています。このため、県の財政情報(予算、決算、財政指標など)や、公社・第三セクター等を含めた県全体の財務状況などを、県民の皆様にはわかりやすく提供していきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 情報公開における利便性の向上等	(a) 情報公開請求窓口における行政文書検索資料を充実するとともに情報提供用パソコンを増設します。 また、請求者のプライバシー保護に対する配慮を充実します。	実施			
(イ) 情報セキュリティ監査の拡大	(a) 職員のセキュリティ意識を高め、情報セキュリティ事故を防ぐため、一定所属を対象に順次実施していた「情報セキュリティ監査」について、全所属で実施するよう拡大します。	検討 →	実施		
(ウ) わかりやすい財政情報の提供	(a) 予算書・決算書、財政指標、財政改革の取組、県債の発行などの各種財政情報について、県民の視点に立って、平易な解説に努める等、よりわかりやすい資料として公表します。	実施			
	(b) 新地方公会計制度 ¹⁾ に基づく、財務書類4表 ²⁾ の作成を通じて、公社等外郭団体を含む県全体の財務状況を明らかにします。 また、今後、時価評価の対象資産の拡大を図るなど、公会計の段階的な整備を進めます。 【注】 (1) 新地方公会計制度 国から新たに示された地方公共団体の会計に関する基準で、企業会計の考え方を参考に、「正確な資産・負債の把握」や「資産・負債に関する情報開示」等を図ることを目的としている (2) 財務書類4表 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書	実施			総務部
	(c) 公社等外郭団体を含む県全体の債権・債務については、予算書・決算書だけでは把握することが難しいことから、財政健全化法に基づく健全化判断比率 ¹⁾ や新地方公会計制度に基づく財務書類などを通じて、わかりやすく公表します。 【注】 (1) 健全化判断比率 「地方公共団体財政健全化法」により毎年度決算について公表することとされている財政指標。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」及び公営企業に関する「資金不足比率」の5つの比率で、国が定めた基準以上となった場合には、財政健全化に向けた計画の策定等が求められる	実施			
	(d) 他の都道府県の事例を参考にし、よりわかりやすい支出状況の情報開示の方策について、検討します。【再掲】	検討 →			

組織体制の適正化

ア 職員数・総人件費の抑制

今後、団塊の世代の職員の大量退職が続く中、一定の職員を補充していかなければいけません、厳しい財政状況を踏まえると、更なる職員数の削減や給与制度等の見直しによる総人件費の抑制のための努力を続けていく必要があります。

事務事業の徹底的な見直し、再任用職員の活用、民間へのアウトソーシング等も行いながら、スリム化に向けた取組を行っていきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 新たな定員適正化計画の策定	(a) 職員の大量退職や厳しい財政状況を踏まえ、現行計画の取組状況や職員の年齢構成等を考慮した新たな「定員適正化計画」を平成22年8月までに策定し、引き続き職員の削減に努めます。	策定 →	実施 →		総務部 各任命権者
(イ) 管理職総数の削減	(a) 職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、中間管理職・スタッフ職等の見直しを行い、管理職の総数を段階的に削減します。	実施 →			総務部 各任命権者
(ウ) 給与水準の適正化	(a) 技能労務職員の給与制度等の見直しをはじめ、民間給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえ、引き続き適正化を図ります。	検討・実施 →			総務部 各任命権者

イ 組織・機構改革

組織のスリム化に向けた取組みを進めていく一方で、総合計画に位置づけられた施策を着実に推進していくためには、限られた人的資源や予算を、真に必要な施策に対して重点的に配置していくこと、また、無駄や無理なく業務が執行できる機能的な組織体制を不断に追求し、構築していくことが不可欠です。

これまでに行ってきた組織再編等に伴い生じてきた課題の検証等も踏まえ、組織・機構のあり方を見直していきます。

また、公営企業について、経営状況をわかりやすく情報公開していきながら、経営健全化に向けた努力を継続していきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 組織・機構の見直し	(a) 部の統合により所管業務が拡大する等、これまでの組織再編に伴い生じてきた課題の検証も踏まえつつ、行政ニーズの変化等に対応した部局の再編など、本庁組織の見直しを行います。	検討	実施		総務部
	(b) 迅速な意思決定や柔軟な人員配置を行うために実施してきた内部組織の大くり化による課題を検証し、責任体制の明確化・チェック機能の強化・職員のマネジメント能力の向上を図る方向で、室体制の見直しを行います。	検討	実施		
	(c) 給料表の級と対応した、職務や職責がわかりやすい職名を検討していきます。	検討			
	(d) 職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、中間管理職・スタッフ職等の見直しを行い、管理職の総数を段階的に削減します。【再掲】	策定	実施		
	(e) これまでの出先機関の再編により、組織の名称がわかりにくい、市町村との関係の希薄化した等という課題が生じてきたことから、県民の視点や市町村とのあるべき関係等を踏まえた出先機関の見直しを行います。 また、業務の集約化や効率化を進め、より機能的な組織体制に再構築します。	検討	実施		
	(f) 部局横断的な施策や新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、プロジェクトチーム等を設置し、弾力的・機動的な事業展開を図ります。	実施			
(イ) 地方独立行政法人化の検討	(a) 創意工夫を生かした弾力的な業務運営や事業の成果やコスト構造を明確にした経営という観点から、公営企業、試験研究機関等について、地方独立行政法人化への移行の検討を行っていきます。	検討・方針決定			総務部 各部局
(ウ) 公営企業改革	(a) 企業庁 企業庁土地造成整備事業については、「企業庁新経営戦略プラン(H18年度～H24年度)」を基本方針として経営改革を進めていますが、今後、次の観点から同プランについて必要な改定を行い、土地造成整備事業の円滑な収束に取り組んでいきます。	改定	実施		企業庁

(ウ) 公営企業改革

保有土地の一層の処分促進と事業手法等の再編整理を行い、資金収支のバランスをとりつつ、基盤整備と公共施設の引継ぎを進め、原則として平成24年度までに各地区の概成を図ります。

具体的処理方法等が定まっていない債権・債務や残事業など、収束後の清算に必要な基本的条件について、関係団体等との協議を速やかに行い、平成24年度までに概ね確定させます。

平成24年度には、収束後を見据えた清算業務の受け皿として、特別会計(清算会計)を併設するとともに、公共施設等の整備・引継ぎが完了した地区を事業対象から外し、残った資産等の清算会計への移管を開始します。

以上のとおり、平成24年度末で土地造成整備事業について一定の区切りを付け(=収束)、平成25年度からは清算期間に移行します。

工業用水道事業については、「第2次千葉県工業用水道事業長期ビジョン(H20年度～H29年度)」及び「千葉県工業用水道事業中期経営計画(H20年度～H24年度)」に基づき、効率的な事業運営に努めていきます。

実施 →

(b) 水道局

現在、「水道局中期計画(H18年度～22年度)」に基づき、経営基盤の強化に取り組んでいるところですが、

高水準にある企業債残高
老朽化の進む浄・給水場や更新期を迎える大量の送配水管
団塊世代の大量退職による技術・ノウハウの継承
収益構造の変化による営業収入の低下

等の課題が生じています。

そこで、現行計画の達成状況及び成果を検証しつつ、次期中期経営計画(H23年度～H27年度)を22年度中に策定していく中で、これらの課題への具体的な取組を明確にし、将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ廉価で供給するという水道事業者の使命を果たしていきます。

(現計画)実施 →

新計画策定 →

実施 →

水道局

(c) 病院局

「千葉県病院局中期経営計画(H20年度～H22年度)」や「千葉県立病院改革プラン(H21年度～H23年度)」の着実な推進により、効率的な経営を進めています。
主な取組として、

実施 →

新計画策定・実施 →

病院局

<p>(ウ) 公営企業改革</p>	<p>経営収支改善 ・患者数及び患者一人当たりの単価の増加など、収入確保策の強化による医業収益の改善 ・材料費、経費などの徹底的な見直しによる医業費用の削減</p> <p>医師・看護師の人材確保 ・執務環境改善や研修等の充実による人材確保及び育成</p> <p>地方公営企業法全部適用¹⁾の更なる活用及び経営形態の見直しの検討 ・全部適用下において管理者の権限を最大限に発揮した経営の推進 ・非公務員型の地方独立行政法人についての検討</p> <p>【注】 (1) 地方公営企業法の適用については、事業の種類により財務に関する規定のみを適用する「一部適用」と、組織や人事などに関する規定も含む地方公営企業法の全てを適用する「全部適用」がある。病院事業は法律上、一部適用だが、条例に定めることで全部適用とすることもできる。千葉県病院局は、平成16年度より全部適用となっている。</p> <p>施設整備 ・老朽化等に対応し、機能が効率的に発揮できるような施設整備の実施 ・施設整備にあたっては、庁内に部局横断的な組織を立ち上げるとともに、外部有識者の意見等も踏まえながら、県立病院としてふさわしい機能等を検討</p> <p>等を進め、経営改善に取り組んでいきます。 また、平成23年度以降の新たな経営計画を策定し、引き続き経営改善への取組を進めていきます。</p>		<p>関係部局</p>
-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------

ウ 公社等外郭団体改革

県が関与する公社等外郭団体については、これまで、県依存型から自立型の経営への転換等を基本とし、廃止や統合を含む改革に取り組んできました。

今後も、官民の役割分担の見直し等の社会環境の変化を踏まえ、各団体の経営状況をわかりやすく情報公開していきながら、更なる改革を進めていきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 公社等外郭団体 の見直し	<p>平成22年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定します。</p> <p>【見直しのポイント】 県の人的・財政的関与が高く、かつ、経営状況が厳しい団体を「重点指導団体」と位置づけ、より重点的に、改革の検討及び取組の進捗管理を実施します。</p>	策定 →			総務部 各部局
	(a) 土地開発公社、道路公社、住宅供給公社など県の事務事業と密接に係る業務を行う団体については、自立型経営への転換を基本としつつ、必要に応じて県も適切に人的・財政的な関与を行いながら、団体を指導していきます。				
	公益法人改革への速やかな対応を行います。				
	土地造成事業を行う団体が保有する土地の売却・処分を促進します。				
(b)	平成24年度末までに、役職員数、県の財政支出額及び団体数を概ね1割削減します。	実施		→	
(c)	原則として、県からの人的支援は廃止します。 また、県退職者の採用は、経験・能力が必要な場合にのみ行います。	実施		→	
(d)	原則として、法令や国の制度に基づく場合を除いて、新たな損失補償は行いません。 また、新たな公社は設置しません。	実施		→	

エ 審議会等の見直し

県の審議会等について、数が増加傾向にある一方で、開催回数が少なく役割を終えたと思われるもの、委員数が多く形式的になっているもの、類似する審議会等があるものなどが見られます。

行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催コストの抑制という観点から、審議会等のあり方を抜本的に見直します。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局																						
(ア) 審議会等の抜本的な見直し	(a) 現行の「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を平成22年度までに改定し、既存の審議会等を抜本的に見直します。	改定 →			総務部 各部局																						
	【見直しのポイント】 活動実績のない審議会等の廃止 類似する審議会等の統合 委員数の削減	実施 →																									
審議会等設置状況(21年4月1日時点)																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">機関数</th> <th colspan="2">うち、活動が低調なもの()</th> <th rowspan="2">委員数</th> </tr> <tr> <th>うち、活動が低調なもの()</th> <th>うち委員数が20名超のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機関数</td> <td>225</td> <td>29</td> <td>54</td> <td>2,759</td> </tr> <tr> <td>うち法令・条例</td> <td>103</td> <td>12</td> <td>37</td> <td>1,638</td> </tr> <tr> <td>うち要綱</td> <td>122</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>1,121</td> </tr> </tbody> </table>							機関数	うち、活動が低調なもの()		委員数	うち、活動が低調なもの()	うち委員数が20名超のもの	機関数	225	29	54	2,759	うち法令・条例	103	12	37	1,638	うち要綱	122	17	17	1,121
	機関数	うち、活動が低調なもの()		委員数																							
		うち、活動が低調なもの()	うち委員数が20名超のもの																								
機関数	225	29	54	2,759																							
うち法令・条例	103	12	37	1,638																							
うち要綱	122	17	17	1,121																							
開催回数が3年間0回もしくは5年間1回以下のもの(設置後5年未満を除く)																											

県庁のポテンシャルの最大化

ア 人材改革

厳しい財政状況の中、職員数や財政支出の削減努力を続ける一方、サービス水準を落とすことなく、県民ニーズに的確に応える組織運営を目指すうえで、職員が持つ「ポテンシャル」を十分に引き出して活かしていくこと、個の力を組織の力に高め、県庁全体の生産性を向上させていくことが重要です。

職員の創意工夫による仕事の効率性の向上、意欲や能力を引き出す仕組み、挑戦や成果が適切に評価されるシステムの構築など、職員のポテンシャルが最大限に発揮できるような環境整備を図ります。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 職員の生産性向上に向けた取組	(a) 職場内コミュニケーションの活性化による生産性向上を図るため、これまで行ってきた組織の大くり化を検証し、少人数によるチームの設置及びチームリーダーの配置を検討します。	検討	実施		総務部
	(b) 時間外勤務縮減の取組を推進するとともに、管理職の責務として、その実績を積極的に評価していきます。	実施			
	(c) 生産性向上・業務プロセス改善事例のデータベース化を図ります。	実施			
	(d) 行財政改革に関する情報や、他自治体や民間企業の実績向上事例等の発信による職員の意識改革等を図るため、「改革ニュースレター(仮称)」を発行していきます。	実施			
	(e) 職員に対する研修等を通じ、民間企業や他自治体等の仕事の進め方等に対する学び・気づきの場を提供します。	実施			
(イ) 職員の能力開発に向けた取組	(a) リーダーとしての経験を通じ、中堅・若手職員のマネジメント能力の向上を図るため、これまで行ってきた組織の大くり化を検証し、少人数によるチームの設置及びチームリーダーの配置を検討します。【再掲】	検討	実施		総務部
	(b) 平成22年度から新たな千葉県職員能力開発推進計画をスタートさせ、中堅・若手層のマネジメント能力の開発に重点を置いた研修を実施します。	実施			
	(c) 研修に参加しにくい状況にある職員に対する環境整備のため、パソコン上で講義等を閲覧できるe-ラーニングシステムの導入について検討します。	検討			総務部

(イ) 職員の能力開発 に向けた取組	(d)	<p>目標チャレンジプログラム¹⁾を活用し、上司との対話を通じ、職員自身が自己の能力開発に最適な研修を受講できるようにしていきます。</p> <p>【注】 (1) 目標チャレンジプログラム 職員が上司との密接なコミュニケーションのもと設定した業務目標に主体的に取り組み、成果の確認を行うとともに、取組の過程を振り返り、改善につなげていく制度。能力・実績重視の人事システムの構築を、主要な目的のひとつとしています。</p>	実施	→	総務部
	(e)	<p>教育における今日的課題への対応や、地域における研修リーダーの養成等を視野に、教職員の一層の資質向上をめざし、(教職員に対する)研修体系の見直しを図ります。</p>	見直し・実施	→	教育庁
(ウ) 実効性のある人事評価システムの構築	(a)	<p>目標チャレンジプログラムについて、職員の納得性向上のための改善を随時行い、制度の浸透と職員の理解を得つつ、業績評価及び能力評価結果の、任用及び給与等への活用の拡大について、検討します。</p>	検討	→	総務部
	(b)	<p>客観性、透明性の高い人事評価システムという観点から、昇任試験の導入について検討します。</p>	検討	→	
(エ) 職員の得意分野を活かすことのできる人事配置	(a)	<p>庁内公募システムの活性化に向け、応募要件の緩和等を図ります。</p>	実施	→	総務部
	(b)	<p>目標チャレンジプログラムを活用し、上司と部下の対話により、組織ニーズと整合の取れた職員のキャリアデザインの実現を図っていきます。</p>	実施	→	総務部
	(c)	<p>ゼネラリスト・スペシャリストそれぞれのキャリアデザインを目指すことのできる、複線型人事管理を進めます。</p>	実施	→	総務部

イ しごと改革

県を取り巻く社会経済環境の厳しさの中、職員や予算といった県庁の経営資源の削減が避けられない状況にあります。

一方で、多様化・高度化する県民ニーズに的確・迅速に対応するとともに、より低コストで良質なサービスの提供を行うためには、時代の要請を踏まえて、業務そのものの必要性を問い直すとともに、実施過程における無駄や非効率の有無を振り返り、改善していく必要があります。

これまで行ってきた事務・事業やシステムが、今の時代に照らして合致しているか検証し、業務の効率化やコスト削減等を図っていきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局	
(ア) 慣習として行ってきた仕事のやり方・進め方等の見直し	(a) 生産性向上・業務プロセス改善事例のデータベース化を図ります。【再掲】	実施		→		
	(b) 行財政改革に関する情報や、他自治体や民間企業の生産性向上事例等の発信による職員の意識改革等を図るため、「改革ニュースレター(仮称)」を発行していきます。【再掲】	実施		→		
	(c) 事務・事業の徹底的な見直しを行い、類似するものの統廃合や県民ニーズの観点等から役割を終えたものの廃止等を進めます。 各部局における見直し体制の整備(事務・事業見直し推進責任者の選定、業務改革に関するインセンティブ等) 政策評価、予算編成、新たな定員適正化計画における人員削減と連動した事務事業の見直し	手法等検討 → 実施		→		総務部 総合企画部 各部局
	(d) 各課ごとに実施している共通的な支払い事務等について、全庁における一元的な処理の可能性の検討を行います。	検討	→	→		総務部
	(e) 責任体制の明確化やチェック体制の強化を図りつつ、業務のスピードアップを進めるため、決裁権限の下位への移譲を推進します。	検討 → 実施		→		総務部
(イ) ITの有効活用による業務改善	(a) 情報システムの運用機器の集約・統合や、業務プロセス、費用対効果、情報セキュリティ等の観点から最適なシステムを開発・導入し、県の情報システム全体の効率化を推進します。	順次実施		→	総務部	
	(b) 県税トータルシステムの再開発を行い、マルチペイメントネットワーク、クレジットカードによる収納の導入やコンビニエンスストアでの収納対象の拡大等、納税者の収納チャネルを広げるほか、納税証明書発行の時間短縮、滞納整理業務のシステム化等による業務効率の向上を図ります。	開発		→	総務部	
	(c) 入札参加資格者名簿の登載に係る申請について、県・市町村の共同窓口を設置します。また、電子調達システムの県・市町村の共同利用を拡大します。	開発	→	実施	→	総務部 県土整備部

<p>(ウ) 規制改革の推進</p>	<p>(a) 引き続き規制の見直しを続けるとともに、国の地域主権改革の動向等を見極めつつ、これからの時代にふさわしい規制改革のあり方に関する新たな基本方針を策定します。</p> <p>【見直しのポイント】 県民負担の軽減 規制の必要性の随時見直し、真に必要なもの以外は撤廃・緩和</p>	<p>策定 →</p> <p>実施 →</p>		<p>総務部</p>
<p>(エ) 政策実現に向けた評価システムの活用</p>	<p>(a) 政策評価制度について、総合計画の実施結果を検証し、予算編成や事務事業の見直しと連携させ、次の施策展開に反映できるよう仕組みを見直し、政策実現に向けた進捗管理に活用します。</p>	<p>見直し →</p> <p>実施 →</p>		<p>総合企画部 総務部</p>
<p>(オ) 入札・契約制度等の改善</p>	<p>(a) 随意契約について、より競争性のある契約への転換を進めます。 入札制度について、現行制度の恒常的な検証を行うとともに、社会・経済情勢を見極めながら、地元企業の育成にも配慮しつつ、制度の改善を推進していきます。</p>	<p>実施 →</p>		<p>総務部 県土整備部</p>
	<p>(b) 入札参加資格者名簿の登載に係る申請について、県・市町村の共同窓口を設置します。また、電子調達システムの県・市町村の共同利用を拡大します。【再掲】</p>	<p>開発 →</p> <p>実施 →</p>		<p>総務部 県土整備部</p>
<p>(カ) 公共事業のコスト縮減</p>	<p>(a) 「公共事業コスト構造改革プログラム2009」(H21～H25)に基づき、 計画・設計等の最適化 事業の迅速化 民間技術の活用 などの取組(130施策)を推進していきます。</p>	<p>実施 →</p>		<p>県土整備部 関係部局</p>
<p>(キ) 債権管理の適正化</p>	<p>(a) 債権の管理・回収を効果的かつ効率的に行うため、「債権管理の適正化のための取組方針」に基づき、全庁的な取組を推進します。 また、債権の性質や状況等に応じて、民間能力(サービサー)の活用を拡大します。</p>	<p>実施 →</p>		<p>総務部</p>

ウ 資産改革(ファシリティマネジメントの推進)

県は多くの資産(土地や建物)を保有していますが、これらのうち、効果的に利活用されていないものも隠れた県の「ポテンシャル」であり、できる限りの有効活用を図ることにより、そのポテンシャルを最大化していく必要があります。

また、県の保有する道路・橋梁等の社会基盤施設や庁舎等の建物は、高度成長期に集中して建設されており、今後、維持補修や更新のための費用の増加が見込まれます。

資産をしっかりとマネジメントし、不用な資産の売却等により収入を創出するほか、維持更新費等の抑制や平準化等に取り組んでいきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 資産の保有状況の把握・有効活用の方策の分析	(a) 県全体の資産の保有・管理状況をしっかり把握し、有効活用の方策を分析して処分の促進等の取組を推進します。 (取組の方向性は(イ)以下に掲載)	実施			総務部 関係部局
(イ) 社会資本に係るライフサイクルコストの低減	(a) 将来にわたる維持・更新費の抑制・平準化をめざし、下記の施設の維持管理計画を策定し、長寿命化を推進します。 道路・橋梁 流域下水道施設 港湾施設 河川施設 都市公園施設 県営住宅 等	実施			県土整備部 関係部局
(ウ) 一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合	(a) 共同利用による新たなスペースや処分財産の創出を図ります。 ・検討対象 28エリア	実施			総務部 関係部局
	(b) 組織は統合されたものの、庁舎を継続利用しているため庁舎が分散している事務所等について、集約化等を図ります。 ・検討対象施設 17施設	実施			
(エ) 資産保有に係るコストの縮減	(a) 庁舎の維持管理等に係る仕様の標準化の促進や、近接する事務所間の維持管理の共同実施等を通じ、維持管理コストの抑制に取り組みます。	実施			総務部 関係部局
	(b) 民間による開発需要が高い中心市街地に立地している事務所等について、立地の必要性を精査し、売却や転用を検討します。 ・検討対象施設 10施設	実施			
	(c) 中心市街地の賃貸オフィスを利用している事務所等について、立地の必要性や賃貸面積の妥当性を精査し、近隣県有地や安価な賃貸オフィスへの移転、賃貸面積の縮小を図ります。 ・検討対象施設 12施設	実施			

<p>(工) 資産保有に係る コストの縮減</p>	<p>(d) 土地を賃借している事務所等について、近接する単独庁舎群の共同利用を進める中で現地に立地する必要性を精査し、近隣の県有建物への移転を図ります。 ・検討対象施設 29施設</p>	<p>実施</p>	<p>→</p>	
<p>(オ) 売却可能資産処 分の促進</p>	<p>(a) 売却可能資産の把握を進めるとともに、利用計画のないものの積極的な売却を進めます。</p> <p>公共用・公用に使用している財産 統廃合等により利用しなくなった庁舎・施設のうち、県で保有する必要性が薄い公の施設等について、民間や市町村への売却等に取り組みます。</p> <p>公共用・公用以外で利用している財産 必要性の見直しを行い、利活用・転用計画のないものは積極的に売却を進めます。市町村等への貸付地については土地利用計画を調査し、継続的に利用する場合は貸付土地等の取得や、県が市町村から借受けている土地等との交換を求めています。</p> <p>土地造成事業等を行う企業庁や公社の財産 販売用資産の販売促進、未造成土地の処分方針策定と処分促進、事業見直し等により未利用となる資産の処分促進に取り組みます。</p>	<p>実施</p>	<p>→</p>	<p>総務部 関係部局</p>
<p>(カ) 県有資産を活用 した収入の確保</p>	<p>(a) 県有資産を活用した収入確保策を全庁的に検討します。</p> <p>・県有施設に設置された自動販売機の公募拡大 ・庁舎等を活用した広告掲載 ・ホームページへのバナー広告掲載 ・県で使用する封筒等への広告掲載 等</p>	<p>検討 → 実施</p>	<p>→</p>	<p>総務部 総合企画部 関係部局</p>
<p>(キ) 省エネルギーの 推進</p>	<p>(a) さわやかちば県民プラザでの経験をもとに、他施設へのESCO事業¹⁾の導入について検討を進めるとともに、市町村や各事業者に対してESCO事業を働きかけるための研修会・講習会等を開催していきます。</p> <p>【注】 (1) ESCO事業 (Energy Service Company の略) 省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業</p> <p>ESCO事業の運用実績 (さわやかちば県民プラザ H20年度)</p> <p>光熱水費節減額 14,459千円/年 CO2削減効果 379トン/年</p>	<p>実施</p>	<p>→</p>	<p>環境生活部 関係部局</p>
	<p>(b) 工業用水道施設、上水道施設ほか県有施設を利用した太陽光発電やマイクロ水力発電などの新エネルギー導入について、検討を進めていきます。</p>	<p>検討・実施</p>	<p>→</p>	<p>関係部局</p>
	<p>(c) 建設廃棄物や発生土の再利用、再資源化等を進めていきます。</p>	<p>実施</p>	<p>→</p>	<p>県土整備部 関係部局</p>

時代の変化に対応した県の役割の再構築

県民ニーズの変化、公共サービスに対する民間市場の拡大、企業や市民活動団体等による社会貢献活動の高まり、市町村合併や地域主権改革の進展等により、県が担うべき役割の再構築が求められています。

公共性・広域性・専門性の高い事務を県が担うという考え方を基本に、民と公との適切な役割分担、市町村の意向も十分踏まえながら、県と市町村との対等・協力の関係に基づいた役割分担の再構築などを進めていきます。

また、時代の変化や県民ニーズを踏まえ、従来、県の役割として関与してきた各種の規制についても、見直しを進めます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 地域主権改革に向けた取組	(a) 地域主権に関する新たな一括法案の制定を踏まえ、地域主権に関する本県の考え方、取組の方向性等を明らかにし、権限移譲を円滑に進めます。	実施			総合企画部
	(b) 全国知事会や九都県市首脳会議 ¹⁾ 等を通じて、国に対し、地域主権改革を進めるための制度改正等の提案や要望を行います。 [注] (1) 九都県市首脳会議：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の知事並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の市長で構成される会議。H21年度までは「八都県市首脳会議」	実施			
(イ) 事務事業の徹底的な見直し	(a) 事務事業の見直しを行い、民間や市町村との役割分担の再構築を進めていきます。 各部局における見直し体制の整備(事務・事業見直し推進責任者の選定、業務改革に関するインセンティブ等)【再掲】 政策評価、予算編成、新たな定員適正化計画における人員削減と連動した事務事業の見直し【再掲】	手法等検討 → 実施			総務部 総合企画部 各部局
(ウ) 住民福祉の向上や市町村の自主性・自立性強化を図るための権限移譲	(a) 住民の利便性向上や市町村の自主性・自立性の強化を図るため、市町村への権限移譲を進めます。 市町村が権限移譲に対して主体的に検討できるよう、移譲が可能な事務をパッケージリストとして示していますが、移譲が進まないものについて、その原因を調べるとともに、引き続き移譲希望を把握していきます。 移譲にあたっては、必要に応じ、説明会・研修会等の開催、移譲に伴う市町村の条例・規則等への助言等を行います。 移譲後においても、個別事例の相談、情報提供等の支援を行います。	実施			総務部 各部局
(エ) 公の施設の見直し	(a) これまで実施してきた公の施設の見直しにより一定の成果を上げてきましたが、一層のサービス水準の向上及び経費削減を図るため、引き続き、以下の見直しを行っていきます。	実施			総務部 各部局

<p>(工) 公の施設の見直し</p>	<p>平成22年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村等への移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三者(行政改革推進委員会)の視点も加えながら策定します。 特に、県が直接管理運営している施設については、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討します。</p> <p>* 下記施設も含め、全ての公の施設について検討を加え、必要な見直し方針を22年度中に策定</p> <p>民間において類似サービスが提供されていること等から移譲・廃止等を行う方向で検討・協議を進めるもの 南房パラダイス、サンライズ九十九里、花植木センター、鶴舞荘 等</p> <p>市町村との役割分担を踏まえ、市町村への移譲に向けて検討・協議を進めるもの 行徳野鳥観察舎、手賀沼親水広場、酪農のさと 等</p> <p>施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとられず、機能・サービスが維持されるのであれば、無償又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討します。</p>				
<p>(オ) 企業誘致の推進にあたっての県・市町村・民間の役割分担の再構築</p>	<p>(a) 県・市町村・民間の適切な役割分担、連携・協力という視点を踏まえ、企業立地促進法を活用し、税源の涵養につながる企業誘致を積極的に推進します。 特に、立地の受け皿となる新たな工業用地の確保については、これまでの県の土地造成事業を検証しつつ、以下の取組を行います。</p> <p>企業ニーズや市町村の意向を踏まえ、県、県関係機関、市町村等が保有している土地を活用し、事業採算性を考慮した新たな工業団地の整備を市町村と共同して行います。</p> <p>市町村と連携し、民間遊休地の活用や民間による工業団地整備を促進するほか、市街化調整区域における工業用地の確保を進めます。</p>	<p>実施</p>			<p>商工労働部 関係部局</p>
<p>(カ) 県内水道の統合・広域化</p>	<p>(a) 県と市町村の役割分担を踏まえ、県内水道の統合・広域化に取り組み、リーディングケース(先導事例)として、県営水道と九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体の統合について、関係市町村等との合意形成を図りながら統合を目指します。</p>	<p>検討・実施</p>			<p>総合企画部</p>
<p>(キ) 規制改革の推進</p>	<p>(a) 引き続き規制の見直しを続けるとともに、国の地域主権改革の動向等を見極めつつ、これからの時代にふさわしい規制改革のあり方に関する新たな基本方針を策定します。 【再掲】</p> <p>【見直しのポイント】 県民負担の軽減 規制の必要性の随時見直し、真に必要なもの以外は撤廃・緩和</p>	<p>策定 実施</p>			<p>総務部</p>

チームスピリットの発揮

県民、市町村、企業、市民活動団体等、県内の多様な主体は、本県の活力の源です。

これらが持つそれぞれの「強み」や「特性」を組み合わせる形で公共サービスを提供することで、サービス水準の向上やコスト削減、また、それぞれの主体の更なるパワーアップ等につながる事が期待されます。

多様な主体とのチーム力を発揮して政策実現を図っていけるよう、県の調整機能を発揮していきます。同様に、県庁内においても、チームスピリットを持って困難な課題に向かっていけるよう、組織横断的な体制を強化します。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 県民・市民活動団体等との連携・協働	(a) 県民・市民活動団体と、市町村や企業、学校等とのネットワークづくりの支援に取り組みます。	実施			環境生活部 関係部局
	(b) 道路や河川の清掃・美化等、ボランティア活動に県が支援し、県民との協働による活動(アダプトプログラム ¹⁾)に取り組みます。 【注】 (1) アダプトプログラム：アダプト(ADOPT)とは英語で「を養子にする」の意味です。公共の場所を養子にみたくて、住民が里親となって養子の美化(清掃)を行い、行政がこれを支援します。	実施			県土整備部 関係部局
(イ) 民間企業との連携・協働	(a) 民間企業との連携・協働や民間開放が望ましい業務の考え方について、「ガイドライン」を策定するとともに、民間の知恵や工夫を公共サービスに生かすため、民間提案型の官民協働システムの導入を検討し、実施します。	検討	実施		総務部 関係部局
	(b) 商業者と県との間で地域振興・地域貢献活動に係る包括協定の締結を行います。	実施			商工労働部
(ウ) 市町村との連携・協働	(a) 「地域主権改革」を実のある改革とするため、市町村への権限移譲等に当たっては、様々な機会を通じて協議を行うなど、市町村の意見も十分に踏まえながら取り組んでいきます。	実施			総務部 総合企画部 関係部局
	(b) 県・市町村・民間の適切な役割分担、連携・協力という視点を踏まえ、企業立地促進法を活用し、税源の涵養につながる企業誘致を積極的に推進します。 特に、立地の受け皿となる新たな工業用地の確保については、これまでの県の土地造成事業を検証しつつ、以下の取組を行います。【再掲】 企業ニーズや市町村の意向を踏まえ、県、県関係機関、市町村等が保有している土地を活用し、事業採算性を考慮した新たな工業団地の整備を市町村と共同で行います。 市町村と連携し、民間遊休地の活用や民間による工業団地整備を促進するほか、市街化調整区域における工業用地の確保を進めます。	実施			商工労働部 関係部局
	(c) 入札参加資格者名簿の登載に係る申請について、県・市町村の共同窓口を設置します。また、電子調達システムの県・市町村の共同利用を拡大します。【再掲】	開発	実施		総務部 県土整備部

<p>(工) 他都道府県等との連携・協働</p>	<p>(a) 生活圏・経済圏の拡大等による、環境、防災の分野等での、県域を越える広域行政の必要性の高まりを踏まえ、九都県市首脳会議¹⁾等を通じた、他自治体との連携・協働を進めます。</p> <p>地方自治法に基づく「広域連合」の設置に向け、まず環境分野における取組範囲について、十分なすり合わせを行いながら検討します。</p> <p>【注】 (1) 九都県市首脳会議：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の知事並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の市長で構成される会議。H21年度までは「八都県市首脳会議」</p>	<p>実施</p> <p>検討</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>総合企画部 関係部局</p> <p>環境生活部</p>
<p>(オ) 庁内における連携強化</p>	<p>(a) 部局横断的な施策や新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、プロジェクトチーム等を設置し、弾力的・機動的な事業展開を図ります。【再掲】</p>	<p>実施</p>	<p>→</p>	<p>総務部 関係部局</p>

民間的視点・発想の積極的導入

社会経済環境の好転が大きく期待できない状況にあって、効果的・効率的な行政運営を追求していくためには、成果志向・コスト意識等、企業経営や民間活動の視点や発想を生かし、行政の中に取り入れられるものについては上手に導入していく必要があります。

これまで、指定管理者制度やPFI制度等により、公共サービスに対する民間の知恵や力の活用を進めてきましたが、引き続き、民間的視点・発想が生かせるものについては積極的に取り入れる方向で取り組んでいきます。

取組の内容		22年度	23年度	24年度	実施部局
(ア) 指定管理者制度の活用・運用改善	<p>(a) 県が直営で管理している施設については、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討し、平成22年度中に、第三者(行政改革推進委員会)の視点も加えながら、方針を決定します。</p> <p>また、以下の取組(運用改善)を通じ、利用者の利便性向上、経費の削減を図っていきます。</p> <p>協定等で合意したサービスの履行及び安全管理や法令遵守等の確認を行うとともに、実施状況や利用者満足度等を検証し、その結果を反映するPDCAサイクルを構築できるよう、モニタリングのガイドラインを改正します。</p> <p>現在、一部施設で行われている外部有識者等による第三者評価について、活用の拡大を図ります。</p> <p>平成20年度に指定管理者を公募した際、応募者が一者しかない施設が20施設ありましたが、平成22年度の公募では、複数の応募者があるよう、募集期間等の工夫や広報等を拡大します。</p>	改正 →			総務部 各部局
(イ) PFI制度の活用	<p>(a) 北総浄水場排水処理施設設備更新等事業について、PFI制度を活用して実施します。</p> <p>(b) 柏井浄水場東側排水処理施設について、PFI導入可能性調査を実施します。</p>	実施 →			総合企画部 水道局
(ウ) 包括的民間委託の推進	<p>(a) 工業用水道事業における浄水場について、運転管理業務に水質業務等を含めた包括的民間委託の導入の検討を進めていきます。</p> <p>・検討対象浄水場 南八幡、人見、郡本、袖ヶ浦</p>	検討 →			企業庁
(エ) 債権管理の適正化に係る民の能力の活用	<p>(a) 債権の管理・回収を効果的かつ効率的に行うため、債権の性質や状況等に応じて、民間能力(サービサー)の活用を拡大します。【再掲】</p>	実施 →			総務部
(オ) 提案型官民協働システムの導入	<p>(a) 民間企業との連携・協働や民間開放が望ましい業務の考え方について、「ガイドライン」を策定するとともに、民間の知恵や工夫を公共サービスに生かすため、民間提案型の官民協働システムの導入について検討し、実施していきます。【再掲】</p>	検討・実施 →			総務部 関係部局

<p>(カ) 民間に対する県の 過剰関与の見 直し</p>	<p>(a) 民間の自由な競争、創意工夫の過度な阻害の恐れはな いかという観点等から、これからの時代にふさわしい規制改 革のあり方に関する新たな基本方針を策定します。【再掲】</p>	<p>実施</p>	<p>→</p>	<p>総務部</p>
<p>(キ) 人事評価システ ムの見直し</p>	<p>(a) 目標チャレンジプログラムについて、職員の納得性向上の ための改善を随時行い、制度の浸透と職員の理解を得つ つ、業績評価及び能力評価結果の、任用及び給与等への 活用の拡大について、検討します。【再掲】</p>	<p>検討</p>	<p>→</p>	<p>総務部</p>
	<p>(b) 客観性、透明性の高い人事評価システムという観点から、 昇任試験の導入について検討します【再掲】</p>	<p>検討</p>	<p>→</p>	<p>総務部</p>

3 財政健全化計画

(1) 総合計画期間中の歳出・歳入の見積額

新たな総合計画を着実に推進していくためには、計画期間（H22～H24）中の財源を確保することが必要です。

計画期間中の歳出及び歳入を見積もったところ、厳しい経済・財政状況を反映して、平成24年度までの3年間の財源不足額が、1,100億円程度になると見込まれます。

1. 総合計画期間中の歳出の見積額

(単位：億円)

区分		H22	H23	H24	計
歳 出	人件費	6,007	5,943	5,964	17,914
	うち退職手当	646	659	742	2,047
	公債費	1,691	1,699	1,775	5,165
	税関係交付金等	832	832	892	2,556
	県民サービス等の事業費	6,838	6,779	6,539	20,156
	社会保障費	1,794	1,872	1,879	5,545
	投資的経費	1,495	1,523	1,405	4,423
	その他の経費	3,549	3,384	3,255	10,188
	歳出合計	15,368	15,253	15,170	45,791

2. 総合計画期間中の歳入の見積額

区分		H22	H23	H24	計
歳 入	県税等 (地方譲与税を含む)	6,711	6,663	6,834	20,208
	地方交付税等 (臨時財政対策債を含む)	3,270	3,340	3,330	9,940
	県債(臨時財政対策債を除く)	628	628	628	1,884
	その他	4,395	4,267	3,988	12,650
歳入合計	15,004	14,898	14,780	44,682	

3. 総合計画期間中の財源不足額

財源不足額	=	-	364	355	390	1,109	億円
-------	---	---	-----	-----	-----	-------	----

この推計は、特段の財源対策を講じなかった場合の財政見通しです。

(参考) 総合計画期間中の歳出・歳入の推計方法

< 歳出 >

人件費

知事部局などのいわゆる県庁職員のほか、教職員、警察官の人件費を含む。退職手当は年齢構成をもとに定年退職者、中途退職者の見込みを考慮して推計。

公債費

過去の借入に係る償還計画と今後の借入見込みをもとに推計。

税関係交付金等

県税に連動して推計。

社会保障費

過去からの推移や現行制度を前提に、今後の増減要素を考慮して推計。

投資的経費・その他の経費

22年度当初予算(案)時の水準を前提に、今後の増減要素を考慮して推計。

< 歳入 >

県税等

政府発表の名目経済成長率()や税制改正の影響を考慮して推計。

「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(H22.1.22閣議決定)

地方交付税等

基準財政収入額は県税の推計値をもとに、基準財政需要額は社会保障費などの推計値をもとに推計。

県債

22年度当初予算(案)の発行額と同額を見込む。

退職手当債、行政改革推進債を除く。

その他

22年度当初予算(案)時の水準を前提に、今後の増減要素を考慮して推計。

(2) 計画期間

総合計画の計画期間と同じく、平成22年度から平成24年度までとします。

(3) 目標

持続可能な財政構造の確立

本県財政は、県税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方で、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などにより、義務的経費の増加が続き、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

このような厳しい財政状況においても、新たな総合計画の着実な推進のためには、これを支える安定した財政基盤が必要です。

このため、将来負担の軽減などの財政健全化に向けた取組や、自立した財政構造への転換に向けて国に地方税財政制度の改正を働きかけることなどにより、持続可能な財政構造の確立に努めます。

財源対策の実施にあたっては、「建設地方債等の実質的な県債残高を抑制すること」及び「健全化判断比率に留意し健全財政を維持すること」を前提として、財源の確保を図ります。

(4) 具体的な取組

財政健全化に向けた取組

ア 歳入の確保

(ア) 安定した歳入の確保

- (a) 県税収入の確保
- (b) 未利用県有地の売却等
- (c) その他の収入の確保

(イ) 基金の活用

イ 歳出の抑制

(ア) 歳出の見直し

- (a) 人件費の抑制・適正化
- (b) 徹底した事務・事業の見直し

(イ) 歳出抑制による将来の財政負担の軽減を前提に発行される地方債の活用

ウ 財源確保の見通し

エ 将来負担の軽減に向けた取組

(ア) 建設地方債等の実質的な県債残高の抑制

(イ) 健全化判断比率に留意した財政運営

自立した財政構造への転換

ア 地方税財政制度の改正要望

(ア) 地方税財源の充実強化

(イ) 地方交付税制度の改革

(ウ) 国庫補助負担金の改革

(エ) 直轄事業負担金制度の改革

県民への財政情報の提供

ア わかりやすい財政情報の提供

(ア) 予算資料等の公表【再掲 P26】

(イ) 新地方公会計の段階的整備【再掲 P26】

(ウ) 公社等外郭団体を含む県全体の債権・債務情報の公表【再掲 P26】

(エ) 財政健全化計画の点検・見直し、実施結果の公表

財政健全化に向けた取組

ア 歳入の確保

景気に左右されやすい税収構造や義務的経費の増加などによる財政の硬直化を改善し、安定した財政基盤を構築するため、歳入の確保に向けた取組を実施します。

(ア) 安定した歳入の確保

県税や地方交付税などが伸び悩む中で、安定した財政基盤を構築するため、自主財源の確保に努めます。

区 分	取組項目	取組の概要
(a) 県税収入の確保	徴収対策の充実・強化 (収入歩合の向上)	法人二税や自動車税などの徴収対策を強化します。 個人県民税については、市町村への徴収支援の充実に 図ります。
	超過課税の継続・検討	法人県民税法人税割の超過課税を引き続き実施します。 いわゆる「森林環境税」などの新たな超過課税について は引き続き検討します。
	経済の活性化による 税収増	県内経済の活性化を図り、今後の税収増を目指します。
(b) 未利用県有 地の売却等	未利用県有地の売却 促進・有効活用	未利用県有地の売却を積極的に行います。 処分に時間を要する土地等については、売却までの間、 暫定的に賃貸する等、有効活用を検討します。
(c) その他の収 入の確保	その他の収入の確保 (使用料・手数料の 見直し) (県有資産を活用した 収入確保)	適正な受益者負担を求める観点から、コストに見合った 適正な負担水準とするため使用料・手数料を見直し ます。 県有資産を活用した収入確保策を全庁的に検討します。 【再掲 P38】 ・ 県有施設に設置された自動販売機の公募拡大 ・ 庁舎等を活用した広告掲載 ・ ホームページへのバナー広告掲載 ・ 県で使用する封筒等への広告掲載 等

(a) 県税収入の確保 (確保目標額 123億円)

課税客体を的確に把握して税収確保に努めるほか、以下の対策を講じて県税収入の確保を図ります。

徴収対策の充実・強化(収入歩合の向上)

主要税目¹⁾について、収入歩合を全国平均値²⁾とすることを目標に、徴収対策の充実・強化を図り、財源の確保を図ります。

- ・法人二税や自動車税などの徴収対策の強化により、税収確保を目指します。
- ・個人県民税については、市町村への徴収支援の充実を図り、税収確保を目指します。

超過課税の継続・検討

法人県民税法人税割の超過課税³⁾を引き続き実施し、財源の確保を図ります。

また、いわゆる「森林環境税⁴⁾」などの新たな超過課税については、引き続き検討します。

経済の活性化による税収増

企業誘致の促進や産業の振興など、千葉県を元気にする施策を着実に実行することにより、県内経済の活性化を図り、今後の税収増を目指します。

【注】

- (1) 主要税目：法人県民税、法人事業税、個人県民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、軽油引取税。
- (2) 全国平均値：平成25年度までに収入歩合を全国平均値(H20)とすることを目指す。
- (3) 法人税割の超過課税：「法人の県民税の特例に関する条例」に基づき、法人県民税法人税割の超過課税を実施。
資本金1億円超で、課税標準となる法人税額が1千万円を超える法人が対象。標準税率5.0%に対して超過税率5.8%を適用(適用期限は平成22年10月31日まで)。
- (4) 森林環境税：個人県民税や法人県民税の均等割の超過課税実施による税収を、森林保全などの財源に充てる仕組みの通称。

(b) 未利用県有地の売却等（確保目標額 30億円）

未利用県有地の売却を積極的に行います。

処分に時間を要する土地等については、売却までの間、暫定的に賃貸する等、有効活用を検討します。

（参考）

- ・未利用県有地の状況（平成21年12月末現在）

（単位：㎡）

件数	面積
49	300,217

売却処分可能なもの

- ・未利用県有地の処分実績

（単位：億円・㎡）

区分	18年度	19年度	20年度	21年度
金額	18	46	10	7
面積	168,676	89,255	34,093	12,922

20年度までは決算額。21年度は最終見込み。

(c) その他の収入の確保（確保目標額 3億円）

適正な受益者負担を求める観点から、前回の見直しから相当年数を経過しているもの、他団体と比較して割安なものなど、コストに見合った適正な負担水準とするため、使用料・手数料を見直します。

県有資産を活用した収入確保策を全庁的に検討します。【再掲 P26】

- ・県有施設に設置された自動販売機の公募拡大
- ・庁舎等を活用した広告掲載
- ・ホームページへのバナー広告掲載
- ・県で使用する封筒等への広告掲載 等

(イ) 基金の活用（確保目標額 135億円）

施設整備のための基金等を活用するとともに、社会経済情勢の変化に伴う基金の用途の変更や所期の目的を達成した基金の廃止等の見直しを行って財源を確保します。

イ 歳出の抑制

社会保障費などの義務的経費が増加する中で、必要な県民サービスを確保するため、人件費の抑制・適正化や徹底した事務・事業の見直しなど、歳出の抑制に向けた取組を実施します。

これら歳出抑制の取組による将来の財政負担の軽減を前提に発行が可能となる地方債を活用します。

(ア) 歳出の見直し

厳しい財政状況においては、行政の無駄を省き、効率化を図ることが重要であることから、引き続き人件費の抑制・適正化に取り組むとともに、徹底した事務・事業の見直しなどにより経費の削減を図ります。

区分	取組項目	取組の概要
(a) 人件費の抑制・適正化	定員管理の適正化 職員給与の適正化	新たな「定員適正化計画」を平成 22 年 8 月までに策定し、引き続き職員の削減に努めます。また、事務事業の徹底的な見直し等を行い、より簡素で効率的な組織体制づくりを進めます。 職員の給与については、民間の給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえ、引き続き適正化を進めていきます。
(b) 徹底した事務・事業の見直し	事務・事業の見直し	事務・事業の全般について、事業の必要性・緊急性、事業手法の妥当性等の観点から、徹底した見直しを行うことにより、予算の効率的・効果的な活用を図ります。 投資的経費については、県内経済の活性化や県民生活への寄与などの事業効果の検証を行うとともに、長期的視点に立った計画的な投資等にも配慮して、選択と集中により予算を重点配分するなど、予算の効率的・効果的な活用を図ります。
	公社等外郭団体の見直し	平成 22 年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定します。平成 24 年度末までに、役職員数、県の財政支出額及び団体数を概ね 1 割削減します。【再掲 P31】
	公の施設の見直し	平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村等への移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三者(行政改革推進委員会)の視点も加えながら策定します。 【再掲 P40】 施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとらわれず、機能・サービスが維持されるのであれば、無償又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討します。 【再掲 P40】

(a) 人件費の抑制・適正化 (確保目標額 72億円)

定員管理の適正化

職員の大量退職や厳しい財政状況を踏まえ、現行計画の取組状況や職員の年齢構成等に考慮した新たな「定員適正化計画」を平成22年8月までに策定し、引き続き職員の削減に努めます。

また、事務事業の徹底的な見直し、再任用職員の活用、民間へのアウトソーシング等を行い、より簡素で効率的な組織体制づくりを進めます。

(参考)

・定員適正化計画の実施状況(計画期間:平成18年度~22年度)

18年度~21年度までの4か年の状況 1,384人(目標に対する進捗率 79.0%)

(単位:人)

区分	H17職員数	計画 (H18~H22)	実績 (H18~H21)	進捗率
知事部局等	8,656	1,300	910	70.0%
教育委員会事務局	1,140	150	213	142.0%
警察(警察官以外)	1,172	25	20	80.0%
学校職員(県単定数)	896	276	241	87.3%
合計	11,864	1,751	1,384	79.0%
(公営企業)	(3,549)	(610)	(379)	(62.1%)

給与の適正化

職員の給与については、民間の給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえ、引き続き適正化を進めていきます。

なお、技能労務職員の給与については、平成20年3月に作成した取組方針を踏まえ、同種の職にある国家公務員に適用される給料表への移行を含め、給与全般についての見直しを進めていきます。

(b) 徹底した事務・事業の見直し (確保目標額 92億円)

事務・事業の見直し

事務・事業の全般について、事業の必要性・緊急性、事業手法の妥当性等の観点から、徹底した見直しを行うことにより、予算の効率的・効果的な活用を図ります。

また、県有施設の維持管理費については、県の施設としての必要性を検証し、指定管理者制度の導入等、あり方を見直すとともに、県が直接管理運営すべき施設については、最小の経費で効率的・効果的な管理運営ができるように努めます。

投資的経費については、県内経済の活性化や県民生活への寄与などの事業効果の検証を行うとともに、長期的視点に立った計画的な投資等にも配慮して、選択と集中により予算を重点配分するなど、予算の効率的・効果的な活用を図ります。

また、厳しい財政状況の中で、効率的・効果的な公共事業を推進していくため、「千葉県公共事業コスト構造改革プログラム 2009」に基づき、引き続きコスト縮減を図ります。

公社等外郭団体の見直し

平成 22 年度内に、団体ごとの新たな見直し方針を策定します。

平成 24 年度末までに、役職員数、県の財政支出額及び団体数を概ね 1 割削減します。

【再掲 P31】

公の施設の見直し

平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村等への移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三者（行政改革推進委員会）の視点も加えながら策定します。

特に、県が直接管理運営している施設については、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討します。

施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとらわれず、機能・サービスが維持されるのであれば、無償又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討します。

【再掲 P40】

(イ) 歳出抑制による将来の財政負担の軽減を前提に発行される地方債の活用

(確保目標額 764億円)

人件費の抑制・適正化や事務・事業の見直し等の取組による将来の財政負担の軽減を前提に発行が可能となる退職手当債及び行政改革推進債¹⁾を活用します。

【注】 (1) 退職手当債、行政改革推進債。

退職手当債

計画を定めて人件費の削減に取り組むことにより確保できると見込まれる償還財源の額の範囲内で発行が可能となる地方債。

行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して、計画的に行政改革を推進し、財政健全化に取り組むことにより将来の財政負担の軽減が見込まれる額の範囲内で発行が可能となる地方債。

ウ 財源確保の見通し

歳入・歳出にわたる財源確保策を実施することにより、総合計画期間（H22～H24）中の財源不足額 約 1,100 億円を解消します。

さらに、「新規施策等への活用可能額」として、平成 23 年度及び平成 24 年度の 2 年間で 110 億円を確保し、総合計画推進のための財源とするとともに、財政の弾力性確保のための基金造成や将来負担の軽減（退職手当債等の発行抑制）のための取組に充ててまいります。

1. 財源不足額（特段の財源対策を講じなかった場合） （単位：億円）

区分	H22	H23	H24	計
財源不足額()	364	355	390	1,109

財源不足額の算定についてはP45を参照

2. 歳入の確保

区分	H22	H23	H24	計
県税収入の確保	35	42	46	123
未利用県有地の売却等	11	11	11	33
基金の活用	16	46	73	135
歳入の確保	62	99	130	291

3. 歳出の抑制・歳出抑制を前提に発行される地方債の活用

区分	H22	H23	H24	計
人件費の抑制・適正化	15	24	33	72
事務・事業の見直し等	18	32	42	92
退職手当債・行政改革推進債	(269) 269	(260) 255	(250) 240	(779) 764
歳出の抑制	302	311	315	928

「退職手当債・行政改革推進債」の金額は、発行に伴う公債費の増額分を控除した後の金額であり、()内の金額は発行額である。

「退職手当債・行政改革推進債」の発行額は、将来負担軽減のため、毎年度10億円程度抑制に努める。

4. 財源確保額の合計

財源確保額 (+)	364	410	445	1,219
-------------	-----	-----	-----	-------

5. 新規施策等への活用可能額

新規施策等への活用可能額 (+)		55	55	110
--------------------	--	----	----	-----

財源確保額の算出方法

平成 22 年度当初予算を前提として、特段の財源対策を講じなかった場合との比較による財源確保額を算定している。

なお、毎年度、歳出を漸減させていく場合には、前年度の効果額が翌年度も累積していくため、単年度ごとの効果額は漸増していく。

毎年 10 億円ずつ見直し 3 年間の財源確保額は = 60 億円

(1 年目は 10 億円、2 年目は 20 億円、3 年目は 30 億円)

< 財源確保策を反映させた財政見通し >

総合計画期間中の歳出・歳入の見積額(P45)に、財源確保額(P55)を反映させた歳入・歳出の全体像は、下表のとおりです。

(単位：億円)

区分		H22	H23	H24	計
歳入	県税等 (地方譲与税を含む)	6,746	6,705	6,880	20,331
	地方交付税等 (臨時財政対策債を含む)	3,270	3,340	3,330	9,940
	県債(臨時財政対策債を除く)	897	888	878	2,663
	その他	4,422	4,324	4,072	12,818
歳入合計		15,335	15,257	15,160	45,752

区分		H22	H23	H24	計
歳出	人件費	5,992	5,919	5,931	17,842
	うち退職手当	646	659	742	2,047
	公債費	1,691	1,704	1,785	5,180
	税関係交付金等	832	832	892	2,556
	県民サービス等の事業費	(6,397)	(6,446)	(6,524)	(19,367)
		6,820	6,802	6,552	20,174
	社会保障費	1,794	1,872	1,879	5,545
	投資的経費	1,495	1,523	1,405	4,423
	その他の経費	3,531	3,407	3,268	10,206
	歳出合計		15,335	15,257	15,160

「県民サービス等の事業費」欄の()内の金額は、国の経済対策に基づく基金事業等の特殊要素を控除した金額。

「その他の経費」の主なものは、中小企業振興資金事業(H22:1,600億円)、私立学校経常費補助(H22:338億円)、病院事業会計負担金(H22:115億円)、市町村水道総合対策事業補助金(H22:28億円)など

「新規施策等への活用可能額」(P55)については、便宜上、「その他の経費」に加算した(それ以外の活用も考えられる)。

エ 将来負担の軽減に向けた取組

安定した歳入の確保と歳出の抑制に加え、以下の将来負担の軽減に向けた取組を実施することにより、持続可能な財政構造の確立を図ります。

(ア) 建設地方債等の実質的な県債残高の抑制

臨時財政対策債¹⁾などを除く建設地方債等²⁾について、将来の償還のための積立金を除いた「実質的な県債残高³⁾」を抑制します。

【注】

- (1) 臨時財政対策債：平成13年度から、地方全体の財源不足の補てん措置として設けられた特例地方債（赤字地方債）のこと。臨時財政対策債は個々の地方自治体が発行するが、その元利償還金の全額が後年度に地方交付税で措置される。近年、地方税の減収等により地方全体の財源不足が拡大しているため、臨時財政対策債の発行が大幅に増えている。
- (2) 建設地方債等：建設地方債及び退職手当債。
- (3) 実質的な県債残高：将来の償還に備えた積立金の額を、県債残高から控除したもの。

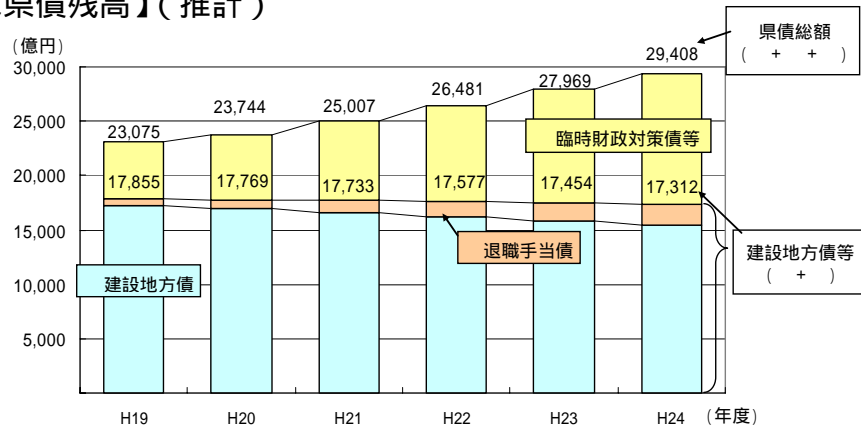
(イ) 健全化判断比率に留意した財政運営

地方公共団体の財政状況を判断する重要な指標として「財政健全化法」により定められている「健全化判断比率¹⁾」のうち、「実質公債費比率²⁾」及び「将来負担比率³⁾」について、計画期間における数値を推計したところ、今後とも「早期健全化基準⁴⁾」を下回る水準で推移する見込みですが、今後もこれらの指標に留意しつつ、健全な財政運営に努めていきます。

【注】

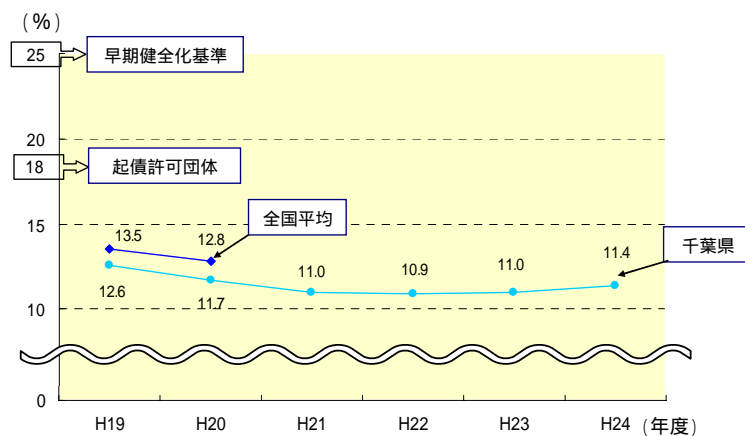
- (1) 健全化判断比率：「地方公共団体財政健全化法」により毎年度決算について公表することとされている財政指標。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」及び公営企業に関する「資金不足比率」の5つの比率で、国が定めた基準以上となった場合には、財政健全化に向けた計画の策定等が求められる。
- (2) 実質公債費比率：財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つ。一般会計等が負担する地方債の元利償還金などの標準財政規模に対する比率。
- (3) 将来負担比率：財政健全化法に基づく健全化判断比率の一つ。一般会計等が負担すべき実質的な負債（県債の残高、退職手当支給予定額など）の標準財政規模に対する比率。
- (4) 早期健全化基準：健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。（実質公債費比率：25%、将来負担比率：400%）

【実質的な県債残高】(推計)



H20 までは決算額。

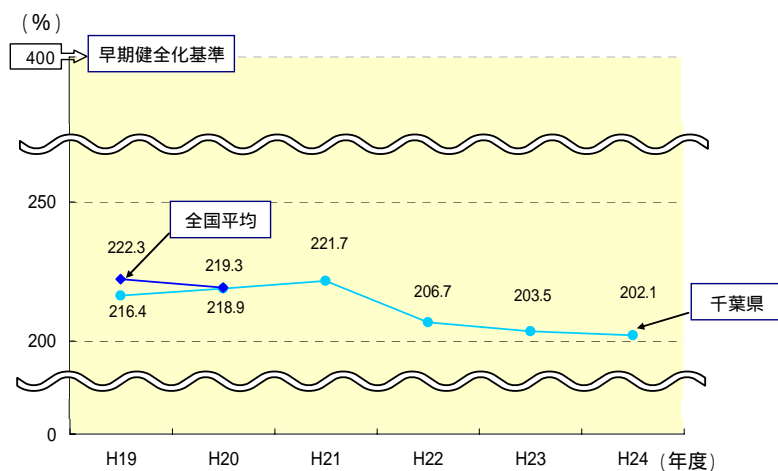
【実質公債費比率】(推計)



平成 20 年度まで確定値。

18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。

【将来負担比率】(推計)



平成 20 年度まで確定値。

将来負担比率に算入されている「将来負担額」については P61 参照。

自立した財政構造への転換

ア 地方税財政制度の改正要望

歳入の確保や歳出の見直しなど、あらゆる手段を講じて財源確保に取り組んでいきますが、県の取組だけでは限界があります。

国と地方自治体の関係を対等の立場とし、地域のことは地域が解決することができる地域社会をつくっていくためには、権限の移譲や地方税財源の充実強化などが必要となります。

このため、地方税財政制度の改正について、全国知事会等を通じて国に積極的に働きかけるなど、自立した財政構造への転換を目指していきます。

(ア) 地方税財源の充実強化

地方の税収が歳出に見合ったものとなるよう、国と地方の税源配分をまずは5：5に是正するとともに、その際には、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築するよう求めています。

(イ) 地方交付税制度の改革

地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実するよう求めています。

地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応するよう求めています。

(ウ) 国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金については、地方財政の自由度・裁量度を高める制度改革となるよう、事業実施に必要な財源の移譲や用途制限のない財源の充実・確保を求めています。

現行の国庫支出金に係る超過負担¹⁾は、地方に大きな負担をもたらし、財政運営を圧迫することから、早急に改善するよう求めています。

(エ) 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金については、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うべき事業は国が全額負担し、地方が行うべき事業は権限と必要な財源を移譲すべきという観点から、制度の廃止を求めています。なお、廃止に当たっては、地方への権限と財源の一体的な移譲を確実に行うよう求めています。

【注】

- (1) 超過負担：国庫支出金が交付される事務事業について、地方自治体が現実に支出した額よりも、国庫支出金の交付の基準となった額（国庫補助基本額）が下回る場合において、当該支出額と国庫補助基本額との差額をいう。

< 本県の超過負担額 >（平成20年度決算）

超過負担額 35億89百万円

うち警察関係 25億72百万円（空港警備隊費 12億22百万円など）

うち衛生関係 8億72百万円（特定疾患治療研究費 8億48百万円など）

県民への財政情報の提供

ア わかりやすい財政情報の提供

県の財政情報（予算・決算、財政指標など）や、公社等外郭団体を含めた県全体の財務状況などを県民の皆様にはわかりやすく提供していきます。

（ア）わかりやすい予算資料等の公表

予算書・決算書、財政指標、財政改革の取組、県債の発行などの各種財政情報について、県民の視点に立って、平易な解説に努める等、よりわかりやすい資料として公表します。

【再掲 P26】

（イ）新地方公会計の段階的整備

新地方公会計制度¹⁾に基づく、財務書類4表²⁾の作成を通じて、公社等外郭団体を含む県全体の財務状況を明らかにします。また、今後、時価評価の対象資産の拡大を図るなど、公会計の段階的な整備を進めます。【再掲 P26】

【注】

- (1) 新地方公会計制度：国から新たに示された地方公共団体の会計に関する基準で、企業会計の考え方を参考に、「正確な資産・負債の把握」や「資産・負債に関する情報開示」等を図ることを目的としている。
- (2) 財務書類4表：貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

（ウ）公社等外郭団体を含む県全体の債権・債務情報の公表

公社等外郭団体を含む県全体の債権・債務については、予算書・決算書だけでは把握することが難しいことから、財政健全化法に基づく健全化判断比率や新地方公会計制度に基づく財務書類などを通じて、わかりやすく公表します。【再掲 P26】

（エ）財政健全化計画の点検・見直し、実施結果の公表

財政健全化計画における財政見通しは、平成22年度当初予算(案)を前提に、地方財政制度、経済情勢等を考慮して推計したものであるため、今後、地方財政制度の改正や社会経済情勢の変化などに応じ、毎年の当初予算段階で、財政見通しを修正(ローリング)し、財源確保の取組を公表していきます。

また、財政健全化計画の各年度の取組内容についても、その結果を公表していきます。

< 参考 >

【将来的に財政負担が見込まれる事項】

「将来負担比率」に算入された将来負担額（20年度末）

（単位：億円）

区分	将来負担額	備考
地方債現在高（一般会計等）	26,059	
債務負担行為に基づく支出予定額	673	
PFI事業に係るもの	274	県警本部新庁舎建設等事業
国営土地改良事業に係るもの	213	国営両総用水事業 ほか
森林総合研究所等が行う事業に係るもの	117	安房南部地区農用地総合整備事業 ほか
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	19	職員住宅の賃借、教職員住宅の購入など
依頼土地の買い戻しに係るもの	50	土地開発公社への取得依頼土地の買い戻しに要する経費
公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額	718	病院事業(191億)、下水道事業(507億)、港湾事業(20億)
組合等が起こした地方債の元金償還に充当する県からの負担等見込額	10	北千葉水道企業団(5億)、君津水道企業団(5億)
退職手当支給予定額	6,356	全職員に対する期末要支給額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	63	
(株)かずさアカデミアパーク	8	損失補償対象債務の90%を算入
(財)千葉県水産振興公社	0.5	損失補償対象債務の90%を算入
(財)千葉県まちづくり公社	5	損失補償対象債務の10%を算入
千葉県信用保証協会	49	損失補償実行率 0.3% (県制度融資)
(財)千葉県産業振興センター	0.3	損失補償実行率 0.4% (設備貸与事業)
合計	33,879	

一般会計の企業庁に対する将来負担額（20年度末）

（単位：億円）

区分	将来負担額	備考
土地造成整備事業会計からの借入金の償還	212	H24までに返済 H21(28億)、H22(61億)、H23(61億)、H24(62億)
幕張メッセ用地の買収	167	H23-H32の10年で買収
旧鉄道事業会計からの承継債務	103	方針が確定次第、償還開始
合計	482	

上記の他、幕張メッセ駐車場用地賃借料等は各年度負担。

本件照会先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県総務部総務課行政改革推進室

電話 043(223)2461 FAX 043(225)1904

E-mail gyoukaku05@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県総務部財政課予算第一室

電話 043(223)2072 FAX 043(224)3884

E-mail zaisei6@mz.pref.chiba.lg.jp